

第五次滋賀県環境総合計画（原案）について

1 趣旨

- ア 県では、平成9年9月に滋賀県環境総合計画を策定して以降、法令や社会情勢の変化を踏まえながら見直しを行ってきており、平成26年10月に第四次滋賀県環境総合計画（以下「現行計画」という。）を策定した。
- イ 現行計画では、「『めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会』の実現～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全・安心な環境の創造～」を目指すべき将来像とし、計画期間の平成26年度から平成30年度までの5年間に講じるべき施策の展開を示している。
- ウ 今般、平成30年度末で現行計画が終了することから、近年の社会、経済等の様々な情勢の変化に対応し、県の環境施策の実効性を高めるため、平成31年3月の策定を目指して第五次環境総合計画の策定作業を行っている。

2 これまでの経過

- 平成30年1月30日 環境審議会企画部会 平成29年度第1回会議（諮問）
3月27日 環境審議会企画部会 平成29年度第2回会議（コンセプト整理）
5月16日 環境・農水常任委員会（計画策定の趣旨説明）
5月31日 環境審議会企画部会 平成30年度第1回会議（骨子案）
7月11日 環境・農水常任委員会（進捗状況の報告）
7月12日 環境審議会企画部会 平成30年度第2回会議（素案）
9月6日 環境審議会企画部会 平成30年度第3回会議（答申案）
9月12日 環境・農水常任委員会（答申案報告）
9月26日 環境審議会答申

3 今後の日程（予定）

- 10月5日～ 県民政策コメント（1ヶ月）
11月中旬 環境・農水常任委員会（県民政策コメント実施結果報告）
11月 定例会議に策定状況報告
平成31年2月 定例会議に上程

第三次計画
H21～25年度
「持続可能な滋賀社会の実現」
・低炭素社会の実現
・琵琶湖環境の再生
第四次計画：H26～30年度
「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現」
・環境の未来を拓く
「人・地域」の創造
・琵琶湖環境の再生と継承
・低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

第1章 計画の基本的事項

第五次滋賀県環境総合計画(原案)の概要

『性格』 滋賀県環境基本条例第12条に基づく、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定める環境行政の基本計画
・環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向、環境配慮のための指針など、あらゆる主体が環境保全行動を起こす際の基本的方向性を示す
・基本構想の部門別計画として、他の部門別計画との間で、相互に考え方を整合させるとともに、環境の分野別計画に施策の方向性を示す
『計画期間』 2019年度～2030年度(12年間) ※必要に応じて見直しを実施

第2章 環境政策を進めるビジョン

1 滋賀県の環境をとりまく現状認識

○環境の状況（第四次計画の点検・評価／現状・課題）

- 環境の未来を拓く「人・地域」の創造
【環境学習】場や機会の提供、滋賀の豊かな地域資源を活用した取組、活動支援
【ライフスタイル、ビジネススタイル】エネルギー使用量の削減、ごみの減量、環境産業の振興、環境にこだわり農業等の取組拡大

- 琵琶湖環境の再生と継承
【琵琶湖の保全再生】琵琶湖や流入河川の水質改善、一方で生態系に関する課題顕在化(在来魚介類の減少、水草の大量繁茂、外来種の定着等)
【生物多様性】開発による生息・生育環境の劣化・消失だけでなく、人の手が入らなくなったことによる影響、ニホンシカの生息増・生息域拡大、暮らしと自然との関わり希薄化

- 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現
【低炭素社会】本県温室効果ガス総排出量減少(1990年度比)。但し、家庭・業務部門、同総排出量の約半分は産業部門
【環境リスク】排出源対策等により抑制。概ね支障がない状態で管理、県民の環境リスクに対する関心の高まり
【循環型社会】家庭や企業の取組進む。一般廃棄物の排出量は概ね減少、産業廃棄物の排出量横ばい

持続可能な開発目標(SDGs)
パリ協定
琵琶湖保全再生施策に関する計画
第五次環境基本計画

○将来の環境に影響を与える要素→2030年滋賀の環境の見通し

- 環境の未来を拓く「人・地域」の創造
・環境学習の取組が進む一方、価値観の多様化・保全の扱い手減少・技術革新の進展
→自ら行動する人の増加、多様な参画の進展、新たな配慮型製品の出現、普及、SDGsなどの国際的な枠組みのもと、持続可能性に貢献する企業・産業が成長
- 琵琶湖環境の再生と継承
・産業構造変化、中山間地の人口減少、耕作放棄進行、農地減少、管理の行き届かない森林の増加、環境への負荷削減
→琵琶湖への流入負荷減少・水質一定改善、気候変動による影響の顕在化、飼育環境・生物多様性に改善の兆候、新たな外来生物の影響可能性、獣害緩和の可能性、琵琶湖と人の関わり多様化
- 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現
・再生可能エネルギー利用拡大、世界的エネルギー需要拡大、産業構造変化、新たな技術や製品の開発、環境インフラ老朽化
→地域の温室効果ガス排出量減少、一方で世界的な温室効果ガス排出量增加、自然災害の増加等気候変動による影響拡大の可能性、環境インフラの機能低下・負担増、一般廃棄物・産業廃棄物の減少、化学物質等のリスク管理継続

2 目指す将来の姿・目標

「いかに環境への負荷を抑制するか」だけでなく
「いかに適切に環境に関わるか」というより広い視点へ

(目指す将来の姿)

琵琶湖をとりまく環境の恵みといのちを育む
持続可能で活力あふれる循環共生型社会
・活力ある人々の営みの中で「つながり」が回復し、「循環共生型社会」が実現されている
・琵琶湖の水質が良好に保たれ、琵琶湖の魚介類や森林資源など「自然の恵み」があふれ、暮らしに活かされている
・環境リスクが低減され、気候変動への対応が進み、「安全・安心」で豊かさを感じられる「低炭素社会」が築かれている
・様々な人々が、学び、取り組み、環境保全の基盤が保たれている

SDGsの考え方

(目標)

～環境と経済・社会活動をつなぐ

健全な循環の構築～

施策展開の3つの視点

共生

地域資源の活用を通じて「自然と人」「人と人」「地域と地域」の共生をつくる

「守る」「活かす」「支える」

「支える」取組のもと、「守る」取組で地域資源の価値を高め、「活かす」ことでさらなる「守る」取組を進める

協働

「環境自治」の理念のもとで、多様な主体の参画による協働を進める



森・川・里・湖のつながりの中で
環境と経済・社会をつなぐ健全な循環

環境総合計画の位置付け

持続可能な開発のための2030アジェンダ
(Sustainable Development Goals : SDGs)

SDGsの考え方を活用

滋賀県基本構想

滋賀県環境基本条例

国:環境基本法
環境基本計画

基本構想の部門別計画

農業・水産業
基本計画

など

を考え方

を整合方

部門別計画

滋賀県
環境総合計画

環境施策の
基本的方向性

道標の
方向

環境の各分野の施策に関する計画(分野別計画)

第3章 施策の方向性

「共生」「守る・活かす・支える」「協働」の施策展開の3つの視点を通して、以下の4つの施策の柱のもと、10の分野ごとに施策の方向性を定める。

1 琵琶湖をとりまく環境の保全再生と自然の恵みの活用

【琵琶湖の保全再生・活用】在来魚介類のにぎわい復活に向けた調査研究、南湖の重点的な保全・再生、県産の農林水産物の利用促進、生態系を含めた新たな有機物指標(TOC等)の導入、琵琶湖環境と関わる機会の充実

【生物多様性の確保・森林の多面的機能の発揮】多様な主体による侵略的外来生物の監視や防除活動への支援、社会経済活動へ生物多様性の視点の組込み、県民の理解の促進、再造林による森林の更新、森林資源の循環の促進・活力ある林業の推進、県産材の安定供給体制の確立と利用の推進、人材の育成確保、森林山村の活性化

2 気候変動への対応・環境負荷の低減

【気候変動】今世紀後半の脱炭素社会を目指し、低炭素社会の実現に向けた取組、気候変動による影響把握・情報共有・適応策の取組、省エネエネルギー・節電推進、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進、下水道における未利用資源の有効活用の推進、エネルギー関連産業の振興・技術開発推進

【環境リスク】工場等の自主管理体制の構築、環境事故防止の取組促進、環境リスクに関する正確な情報の発信、リスクコミュニケーションの推進

【循環型社会】2R(リユース・リユース)の取組強化・リサイクルの推進、適正処理の推進、災害廃棄物処理体制の整備、多様な主体の連携・協働

3 持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着

【環境学習】学習推進を担う人材育成・確保、学習プログラム収集整備、学習の機会の充実、多様な主体の参加・交流・連携のための仕組づくり

【環境とのつながり・関わる】取組の段階等に応じた普及啓発、情報提供、環境配慮製品等の利用促進、環境保全技術・製品等の開発促進、地産地消の推進、事業者による環境保全の取組への支援

【環境インフラ】下水道事業の防災減災対策・老朽化対策等の推進や治山施設の点検・診断を通じた補修等(環境インフラの取組)、自然環境が有する多様な機能を活かしたインフラ整備や土地利用等(グリーンインフラの取組)

【調査研究・技術開発】琵琶湖環境研究推進機構の取組推進、国環研等との連携の推進、最新の研究見出の集積・発信、水環境や大気環境の継続的な監視

4 國際的な協調と協力

【国際的な協調と協力】水環境保全の本県の取組「琵琶湖モデル」の海外発信と事業化の促進、ラムサール条約登録湿地などで開催される国際会議や世界の湖沼保全への貢献

第4章 計画の円滑な推進

【各主体の役割・連携】[関係諸計画への反映]

【計画の進捗状況の点検および見直し】

分野別計画の進捗状況の評価を活用するとともに参考指標等を確認して実施

→毎年度、環境白書や審議会を通じて報告・公表

計画期間内においても必要に応じ、見直しを実施

第五次滋賀県環境総合計画

(原案)

平成30年10月

滋 賀 県

目 次

はじめに.....	1
第1章 計画の基本的事項.....	2
1 計画改定の背景.....	2
2 計画の性格と役割・関連計画との関係.....	2
3 計画の対象・期間.....	3
第2章 環境政策を進めるビジョン.....	4
1 滋賀県の環境をとりまく現状認識.....	4
(1) 経済・社会の状況.....	4
(2) 環境の状況（第四次計画の点検・評価）.....	9
(3) 環境保全に係る新たな考え方.....	19
(4) 将来の環境に影響を与える要素と 2030 年の環境の見通し.....	22
2 目標・視点.....	24
(1) 目指す将来の姿.....	24
(2) 目標.....	25
(3) 施策展開の 3 つの視点.....	27
① 共生.....	28
② 「守る」「活かす」「支える」.....	28
③ 協働.....	28
第3章 施策の方向性.....	30
1 琵琶湖をとりまく環境の保全再生と自然の恵みの活用.....	30
1-1 琵琶湖の保全再生・活用.....	30
1-2 生物多様性の確保・森林の多面的機能の発揮.....	31
2 気候変動への対応・環境負荷の低減.....	32
2-1 気候変動.....	33
2-2 環境リスク.....	33
2-3 循環型社会.....	34
3 持続可能性な社会を支える学びと暮らしの定着.....	35
3-1 環境学習.....	35
3-2 環境とのつながり・関わり.....	36

3-3 環境インフラ等.....	36
3-4 調査研究・技術開発.....	37
4 国際的な協調と協力.....	37
第4章 計画の円滑な推進.....	39
1 各主体の役割・連携.....	39
(1) 県民の役割.....	39
(2) 各種団体の役割.....	40
(3) 事業者の役割.....	40
(4) 県の役割.....	40
2 関係諸計画への反映.....	40
3 計画の進捗状況の点検および見直し.....	41
(1) 基本的な考え方.....	41
(2) 本計画の進捗状況の点検.....	41

はじめに

- 琵琶湖は我が国最大の湖であり、約 400 万年の悠久の歴史を持つ世界有数の古代湖です。森・川・里・湖が連なる流域に形成される生態系のシステムは、豊かな自然の恵みを生み出し、それを人々に与え続けてきました。
- 人々は、自然の脅威に怯えながらも、自然の恵みを持続的に活用する知恵を体得し、暮らしをつないできました。滋賀は、琵琶湖を中心抱き、その周囲を農地、市街地、そして山々が取り囲み、県域のほとんどが琵琶湖の集水域であることから、暮らしや産業のありようが琵琶湖に映し出されます。
- このことから、排水や廃棄物などが環境に大きな負荷をかけることや、在来魚介類をはじめとする様々な自然の恵みを限度を超えて利用することなどが、生態系・自然界における健全な循環を阻害するということを実感できる世界でも稀有な場所であり、こうした水と人の営みが調和した文化的景観は、「琵琶湖とその水辺景観—祈りと暮らしの水遺産」として平成 27 年に文化庁の日本遺産にも認定されました。
- 滋賀県では、平成 9 年に制定した環境基本条例において、物質の循環の重要性、資源の有限性を認識しながら、環境がもつ復元能力の下に持続的な発展を図っていかなければならず、生態系の多様性を積極的に確保し、次の世代に引き継いでいく強い意志と行動が必要であることを示しました。
- また、1970 年代後半の石けん運動に代表される県民による主体的な環境保全の活動を礎として築かれた「環境自治」を推し進め、「環境優先の理念」の下に取組を展開してきました。
- こうした理念は、近年の持続可能な開発目標（S D G s）、パリ協定、琵琶湖の保全再生施策に関する計画、国の第五次環境基本計画などに示された、「環境」は持続可能な「経済」「社会」の基盤であり、あらゆる課題を全員参加型のパートナーシップによって解決していくとする、新たな考え方を先取りする理念でもありました。
- 一方、近年、暮らしと自然との関わりが薄れつつある中で、本県もかつて経験したことの無い高齢化と人口減少局面を迎えます。
- 第五次となる環境総合計画では、滋賀の風土に根ざして進めてきたこれまでの取組に、今後の時代の変化の中における滋賀の環境の見通しと、環境保全に係る新たな考え方を重ね、本県における環境の保全に関する施策の方向性を示します。

第1章 計画の基本的事項

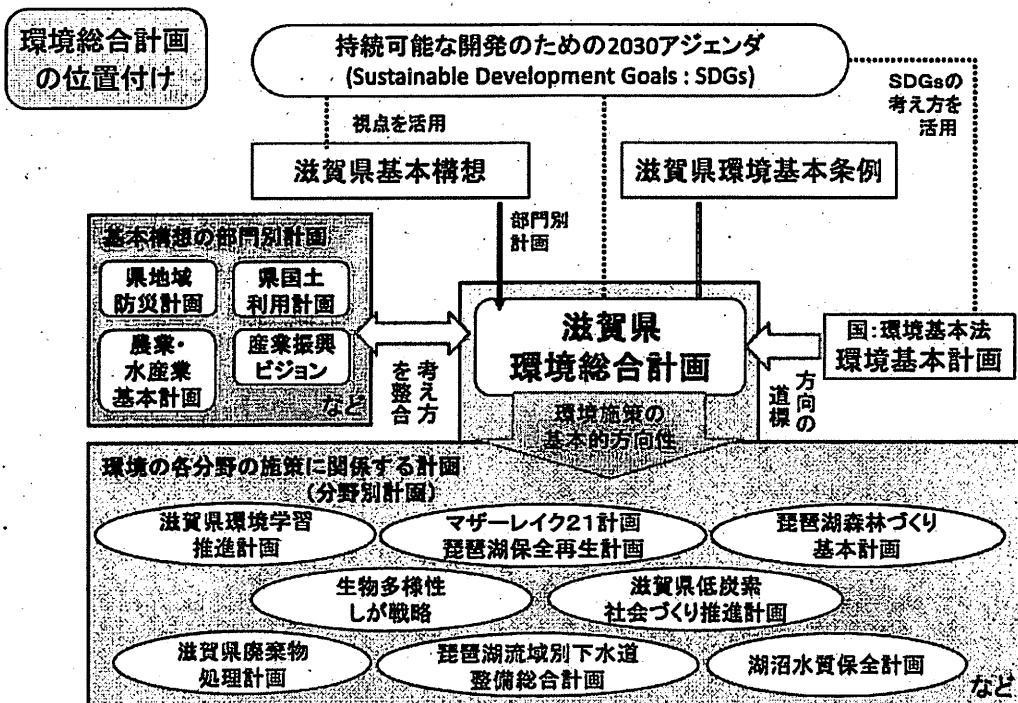
1 計画改定の背景

- 滋賀県では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、滋賀県環境基本条例第12条に基づき「滋賀県環境総合計画」を策定することとしています。
- この規定に基づく計画は、平成9年（1997年）9月に「滋賀県環境総合計画」として策定された後、平成16年（2004年）3月に「新滋賀県環境総合計画」として、平成21年（2009年）12月には「第三次滋賀県環境総合計画」として、平成26年（2014年）10月には「第四次滋賀県環境総合計画」（以下「第四次計画」という。）として、それぞれ改定されました。
- 現行計画である第四次計画は、目指すべき将来像を、「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全・安心な環境の創造～」とし、平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）までの5年間に講じるべき施策の基本的方向性を示しており、平成30年度（2018年度）末で計画期間が終了することとなります。
- この第四次計画策定後には、「持続可能な開発目標（SDGs）」（平成27年9月）、「パリ協定」（平成27年12月）、「琵琶湖保全再生施策に関する計画」（平成29年3月）、「第五次環境基本計画」（平成30年4月）などにおいて、環境保全に係る新たな考え方方が示されています。
- 平成31年3月策定（予定）の滋賀県基本構想（以下「基本構想」という。）においても、持続可能な開発目標（SDGs）（以下「SDGs」という。）の視点を活用することとされています。
- 今回の改定は、このような状況の変化に対応して、第四次計画の点検・評価等を踏まえた上で、経済・社会などの様々な情勢の変化を見据え、環境保全に係る新たな考え方を踏まえつつ、環境を基盤とした持続可能な社会の実現に向け、今後の滋賀県の環境施策の実効性を高めるため、「第五次滋賀県環境総合計画」（以下「本計画」という。）として改定を行うものです。

2 計画の性格と役割・関連計画との関係

- 本計画は、滋賀県環境基本条例に基づき、持続可能な経済・社会活動の基盤となる環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための環境行政の基本計画であり、長期的な目標、施策の方向、行動視点など、あらゆる主体が環境保全行動を起こす際の基本的方向性を示すものです。
- また、本計画は、基本構想の部門別計画としての役割も担っています。

- 滋賀県環境基本条例第13条では、他の部門別計画や施策との関係について、「県は施策の策定および実施に当たっては、環境総合計画との整合に努めるものとする」とされており、また、「環境総合計画を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする」とされています。
- さらに、本計画は、環境学習推進計画や廃棄物処理計画等環境に係る分野別の計画（以下「分野別計画」という。）に基本的方向性を示すものです。
- 分野別計画は、本計画の基本的方向性を取り込み、分野間の連携を図り、課題の解決に向けた具体的な施策を進める役割を担います。



3. 計画の対象・期間

- 本計画で対象とする環境は、自然環境、生活環境、文化的環境（歴史的環境および景観）および地球環境（以下「環境」という。）とします。
- 計画の期間は、2019年度から2030年度までの12年間とします。
- これは、計画期間が概ね5年程度である分野別計画においても、近年、施策が総合的に進められつつあることから、本計画には、より長期的な視点から、目標と施策の方向性を示すことが求められていることを踏まえたものです。
- また、2030年はSDGsおよび基本構想の目標年次とされていることから、これらと整合させるものです。
- なお、計画期間が長期となることから、経済・社会や環境をとりまく状況を踏まえ、必要に応じて見直し等を行います。

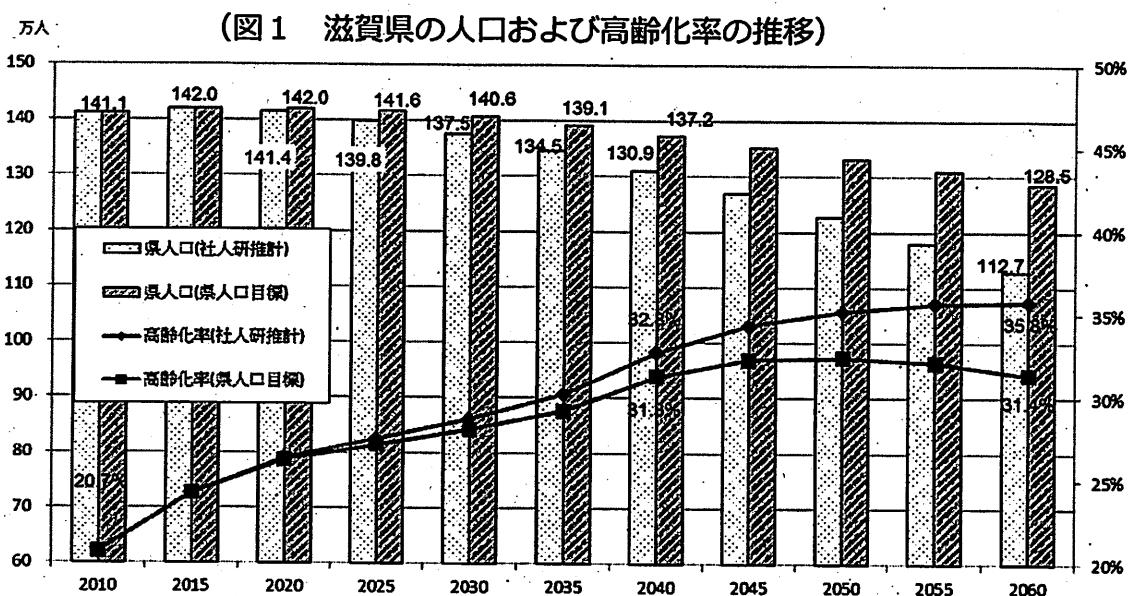
第2章 環境政策を進めるビジョン

1 滋賀県の環境をとりまく現状認識

- 滋賀県の環境をとりまく現状は刻々と変化しています。
- ここでは、経済・社会の状況を概観するとともに、第四次計画の点検・評価の結果、第四次計画の策定以降に示された環境保全に係る新たな考え方および将来の環境に与える要素を明らかにし、目標年次である2030年の滋賀県の環境の見通しについて示します。

(1) 経済・社会の状況

- ・ 県人口は今後、徐々に減少し、少子高齢化が進むと推測されています。(図1)

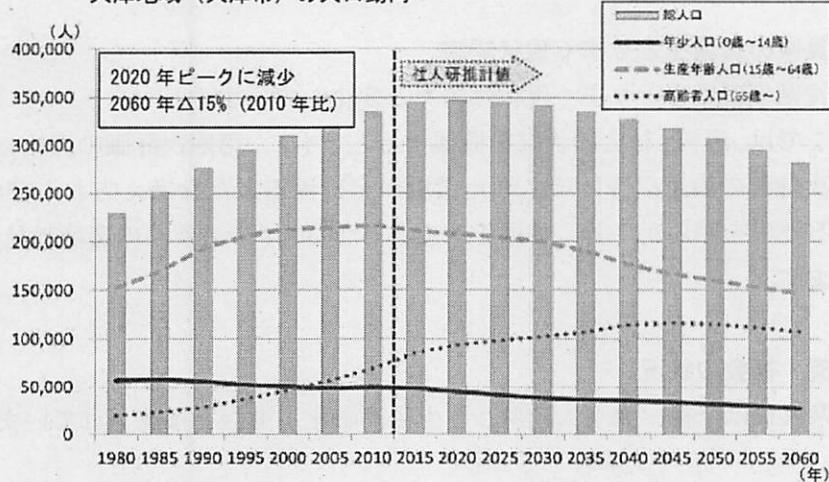


（資料：滋賀県「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」：平成27年10月）

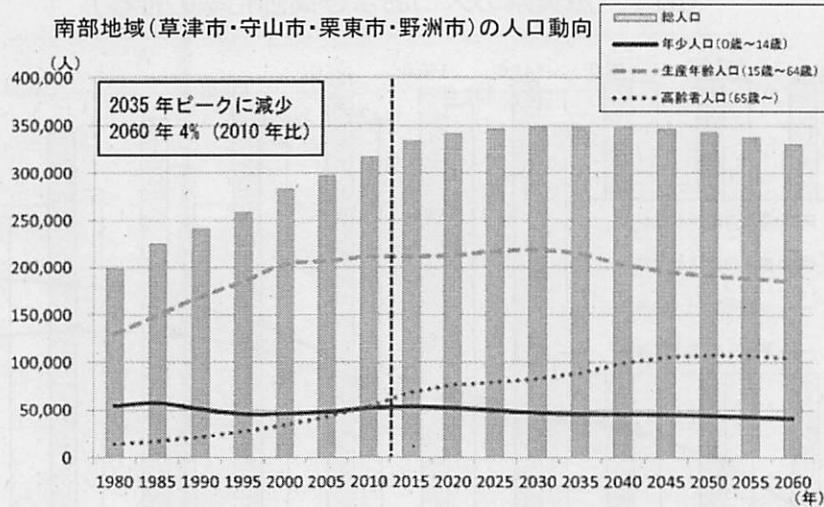
- ・ 地域ごとに見ると、例えば、大津地域は2020年頃まで、南部地域では2035年頃まで増加すると予測される一方、湖北地域では既に2000年に人口減少に転じているように、滋賀県内でも都市部と中山間地域で人口動向が二分化する傾向が見られます。(図2)
- ・ 特に中山間地域においては、地域コミュニティの弱体化、経済活力の低下、労働力不足、社会資本の維持や県土の保全などへの影響が懸念される一方で、人口増加と都市化が続く都市部では、既存のコミュニティの衰退により、新たなコミュニティづくりや地域活動への参加の促進などが課題となってきます。

(図2 地域別の人口動向)

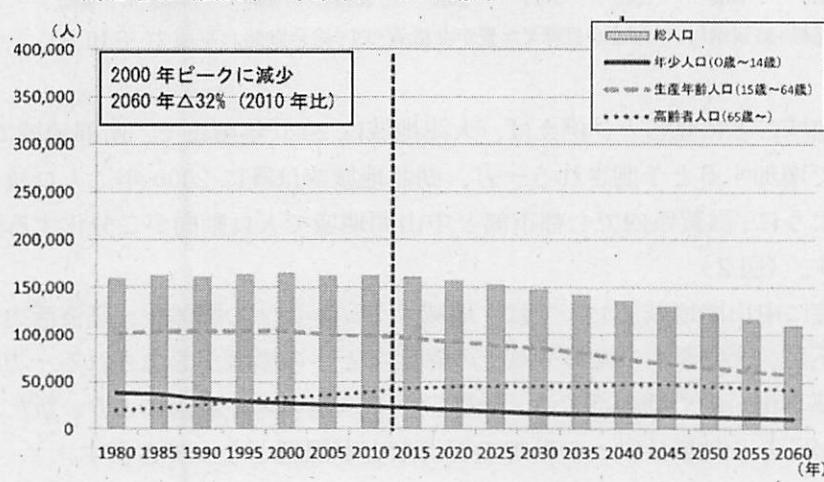
大津地域（大津市）の人口動向



南部地域(草津市・守山市・栗東市・野洲市)の人口動向



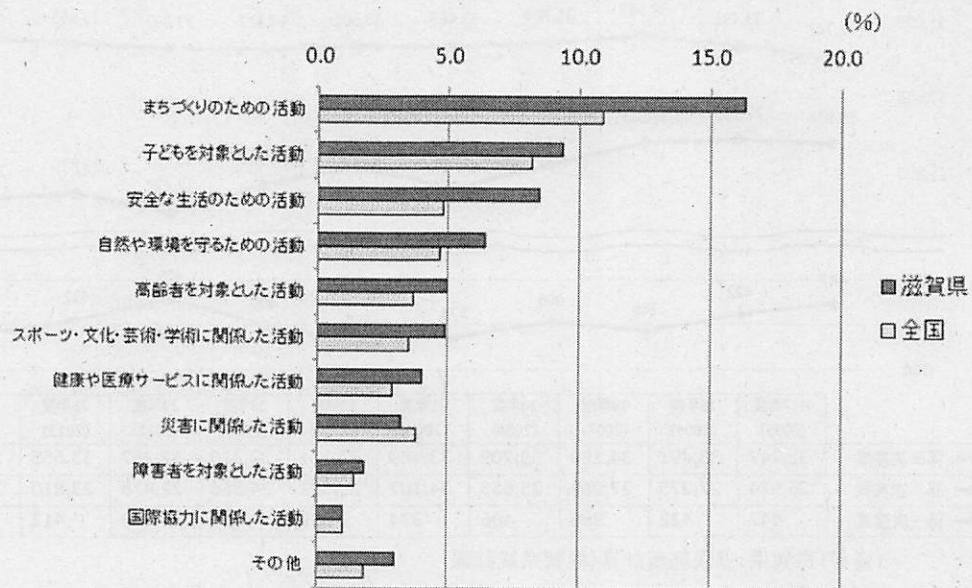
湖北地域（長浜市・米原市）の人口動向



(資料:滋賀県「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」:平成27年10月)

滋賀県のボランティア活動への参加率は、全国の状況よりも高く、その中でまちづくりや高齢者を対象とした活動と並んで、自然や環境を守る活動も多くなっています。侵略的外来水生植物の駆除活動などに見られるように、学生やNPOなど若い世代の地域社会への多様な参画が見られ始めています。 (図3)

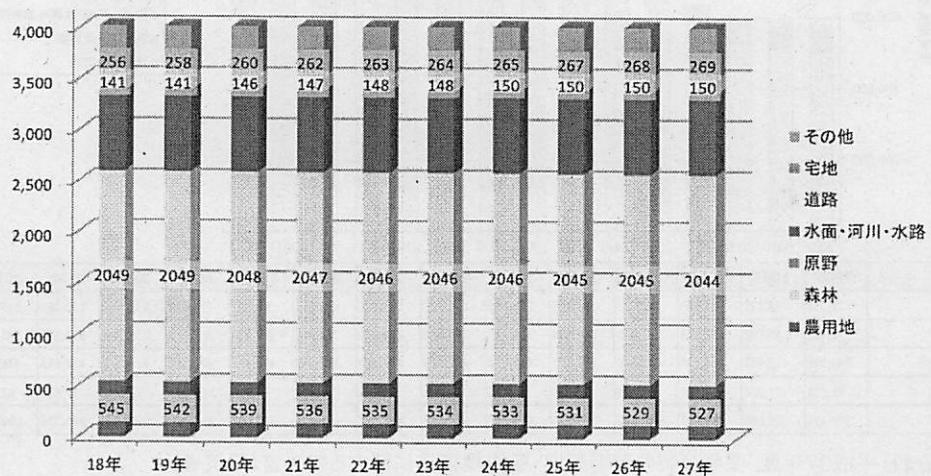
(図3 ボランティア活動の種類別行動者率 (滋賀県、全国))



(資料:総務省統計局(平成 28 年社会生活基本調査))

- 土地利用の状況は、平成 18 年から平成 27 年の推移をみると大きな変化は見られませんが、農用地は他への転用により 18km^2 減少しています。森林は僅かに (5km^2) 減少しています。
- 一方、宅地および道路については、都市化の進展に伴い、宅地が 13km^2 、道路が 9km^2 増加しています。(図4)

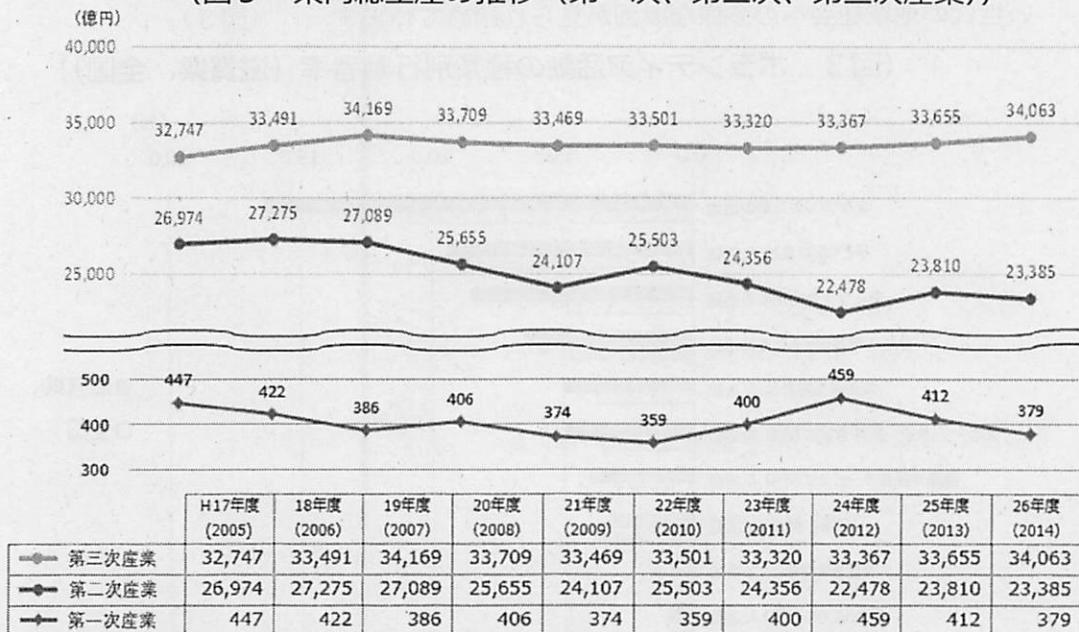
(図4 滋賀県の土地利用の推移)



(資料:滋賀県「滋賀県における土地利用の現状と対策」平成 30 年 1 月)

- ・ 県内総生産は、産業ごとの割合で見ると、第三次産業が増加傾向であるのに対し、第一次産業や第二次産業は減少傾向にあります。(図5)

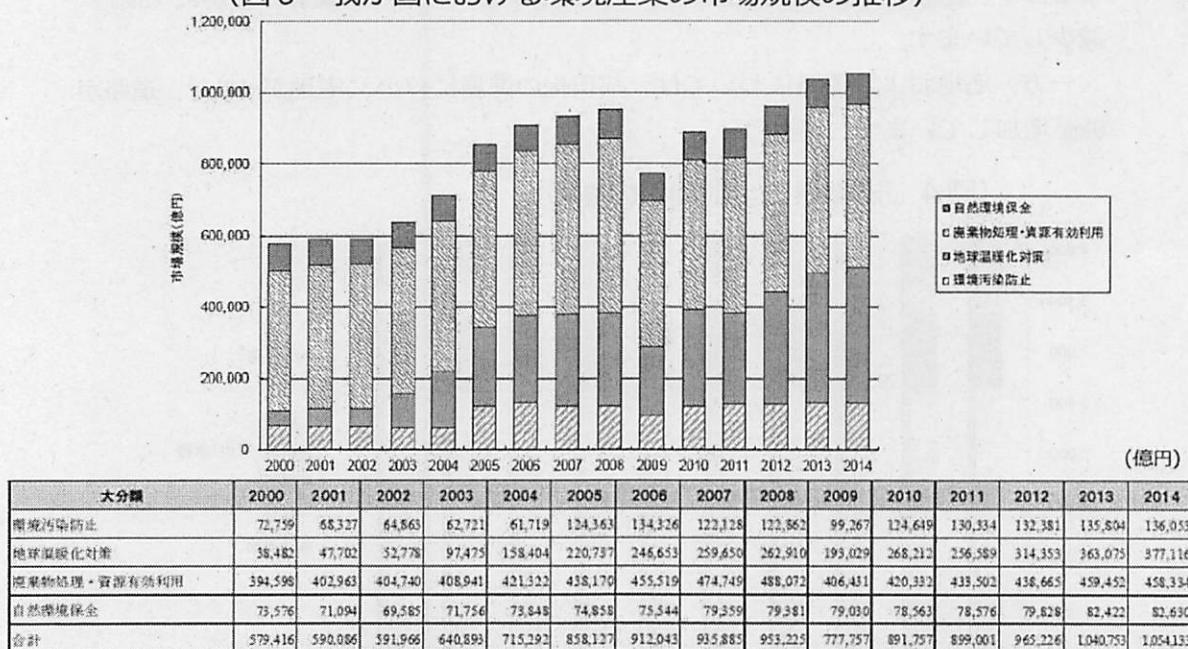
(図5 県内総生産の推移(第一次、第二次、第三次産業))



(資料)滋賀県:県民経済計算(滋賀県統計課)

- ・ 日本の環境産業の市場規模は、世界的な金融危機の影響による景気減速が発生した2009年を除き、増加傾向が続いている。(図6)

(図6 我が国における環境産業の市場規模の推移)



(資料)平成27年度 環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書(環境省)

- ・ S D G s や気候変動の抑制に関するパリ協定等の国際的に合意された枠組みは、経済・社会活動の方向性、市場競争のルールまでも変える可能性を有しており、既に金融などで大きな変化が見られます。投資家の間では、環境、社会、企業統治に配慮している企業を重視する E S G 投資への関心が高まりを見せています。
- ・ 第 4 次産業革命と呼ばれる人工知能（A I）、モノのインターネット化（I o T）等の技術革新の進展が見られています。こうした技術は、今後私たちの暮らしだけでなく、環境保全の分野にも大きな影響を与えることが予想されます。

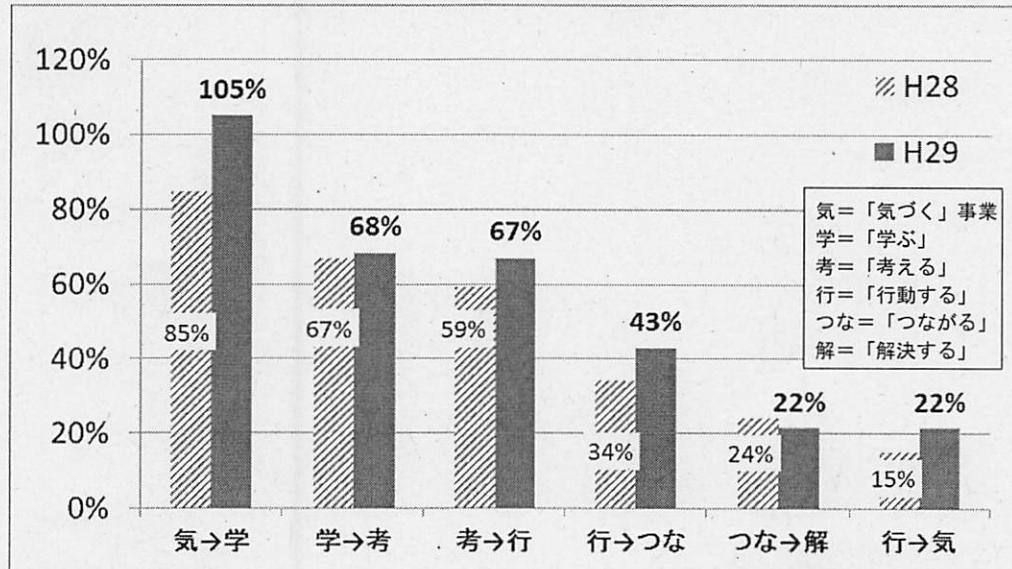
(2) 環境の状況（第四次計画の点検・評価）

第四次計画の実施状況の点検とその評価について、3つの基本目標のもとでの環境施策の展開ごとに示します。

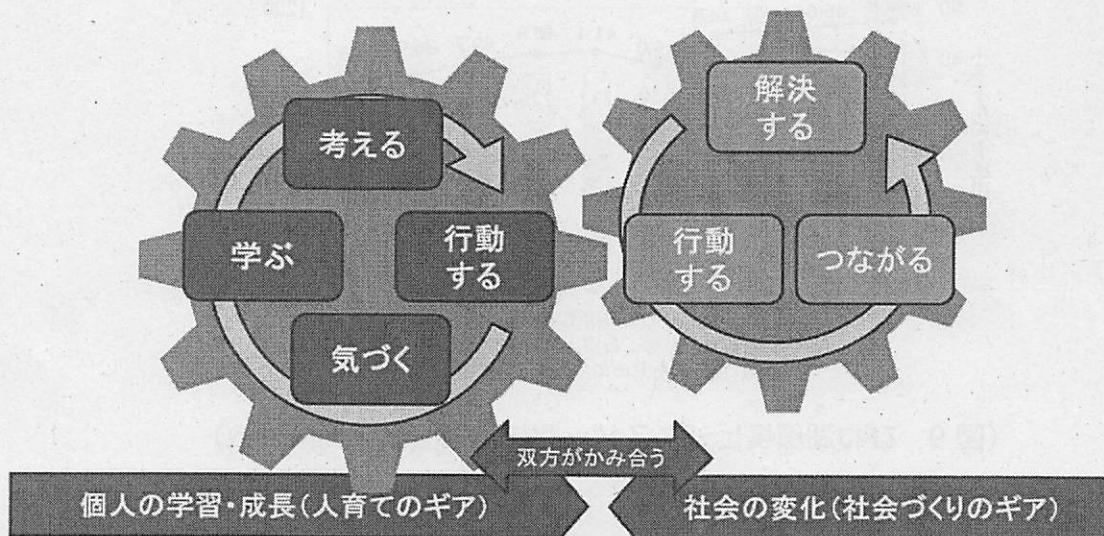
○基本目標 I 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造 (環境学習)

- ・ 持続可能な社会を築くためには、環境課題を様々な観点から総合的に捉え、つながりを意識し、主体的に行動を起こしていくことが必要です。
- ・ 特に、2005年から2014年に世界的に展開された「国連持続可能な開発のための教育の10年（国連E S Dの10年）」や、環境学習推進条例の制定と環境学習推進計画の策定等により、環境学習に取り組める場や機会の提供などの環境学習関連事業、滋賀の豊かな地域資源を活用した環境学習や環境教育、それらの活動支援を行ってきました。
- ・ 環境学習推進計画では、環境学習について、「人育て」と「社会づくり」の双方がかみ合った歯車のように連動して進む「ギア」をイメージして進めることとしています。
- ・ これに基づいてその推進状況を分析すると、平成29年度に実施した環境学習関連事業調査の結果では、「気づく」「学ぶ」「考える」を意識した事業の割合は半数を超えており、「人育て」のギアは回っていると判断されます。（図7）
- ・ しかし、「行動する」「つながる」「解決する」を意識した事業の割合は半数以下でした。（図7）
- ・ 今後は、持続可能な社会づくりに向けて、「人育て」のギアの「行動する」から、「社会づくり」のギアの双方が回ることを意識した事業の推進を図っていく必要があります。

（図7 環境学習関連事業 事業実施時に行ったギアを回すための工夫の数／全事業数）



- 具体的には、県内各地で様々な主体により展開されている多様な環境学習活動と連携し、より多くの人々の学びへつなげるため、環境学習を進めるリーダー同士の交流やネットワークづくり、学習プログラムの整備、環境学習の場づくりや機会づくり等に引き続き取り組む必要があります。



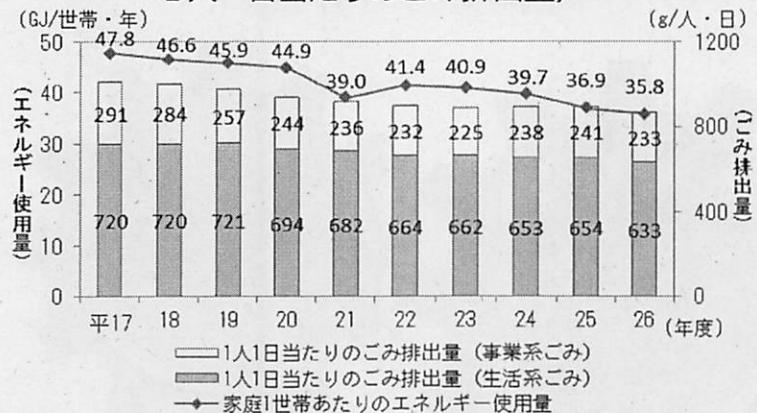
「人育て」と「社会づくり」がかみ合った歯車のように連動して進む「ギア」のイメージ

(ライフスタイル、ビジネススタイル)

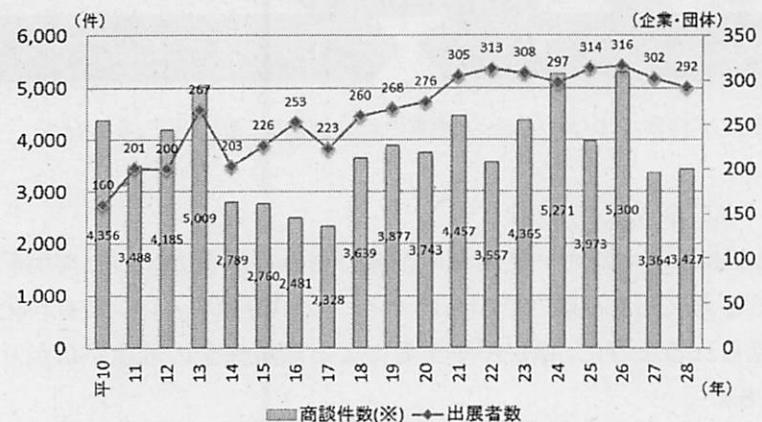
- 環境学習の取組は、エネルギー使用量の削減やごみの減量といった環境配慮行動に繋がっていると考えられ、県内での高いマイバッグ持参率・レジ袋有料化の取組への参加率に見られるように、県民や事業者による環境保全の取組が広がりをみせています。(図8)
- 事業者による環境負荷の排出削減の取組はもちろん、「びわ湖環境ビジネスメッセ」における多くの出展・来場者の賑わいに見られるように環境産業が振興することや、また、環境こだわり農業の取組が拡大することなどにより、経済活動における環境負荷の低減も進んでいます。(図9・10)
- 環境に係る研究や事業活動の成果を活用、実用化し、水環境ビジネスを推進する視点から、水草の大量繁茂や在来魚介類の減少といった琵琶湖の新たな課題への対応が期待されています。
- 今後は、県民や事業者に環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルが定着するよう、さらに多くの人に様々な環境配慮行動への取組を促していく必要があります。
- また、経済・社会活動における環境負荷が低減されるよう、排出削減の一層の取組や、環境産業のさらなる振興、関連技術の開発、実用化など、経済・社会システ

ム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションを創出していくことが必要です。

(図8 家庭1世帯当たりのエネルギー使用量、
1人一日当たりのごみ排出量)

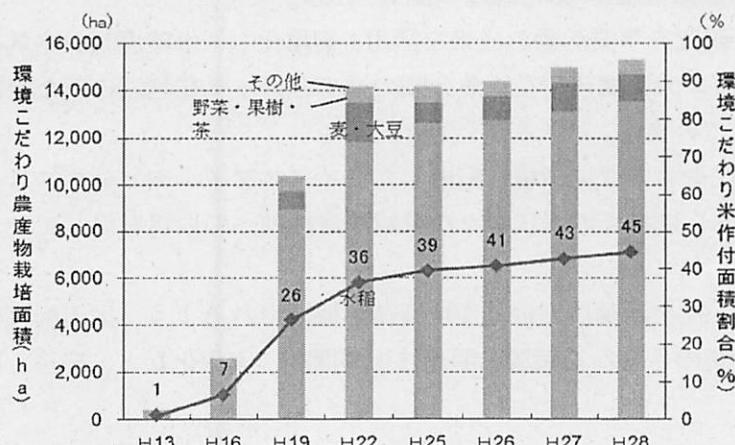


(図9 びわ湖環境ビジネスメッセの出展者数・商談件数)



※契約の成立または確実と思える商談+今後のセールスにつながる見込みのある商談

(図10 環境こだわり農産物の栽培面積、
水稻における環境こだわり農産物栽培面積の割合)

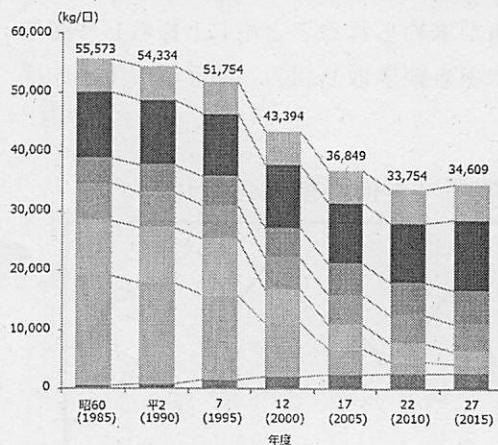


○基本目標II 琵琶湖環境の再生と継承

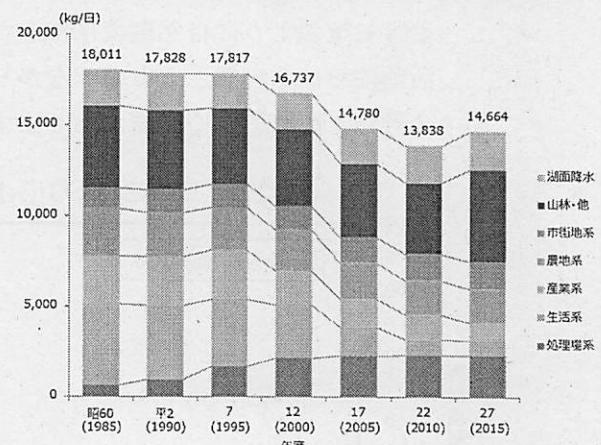
(琵琶湖保全再生)

- 下水道の整備や事業者の排出削減の取組の進展などにより、琵琶湖への流入負荷量が低減されたことにより、琵琶湖や流入河川の水質には改善傾向が見られる一方で、在来魚介類の減少や水草の大量繁茂、外来生物の侵入・定着など、生態系に関する課題が大きくなっています。(図11～14)
- また、琵琶湖の淡水赤潮の発生は減少してきたものの、湖内の植物プランクトンの種類は大きく変化し、漁網への付着なども見られるようになりました。
- 琵琶湖の水質についても、流入負荷量の低減にも関わらず、CODがそれに見合った改善傾向を示しておらず、最近の研究では、難分解性の有機物の割合が増加していること、それが湖内の内部生産に由来するものが多く占めていることが分かってきました。
- このような状況に鑑みると、琵琶湖は「生態系のバランスが崩れてきた」状態にあると考えられます。
- また、第一次産業の従事者数は減少傾向にあり、自然と関わり生産を共にする暮らしぶりが少なくなりつつあります。
- 琵琶湖流域における生態系の課題や生物多様性の衰退、森林の健全性の阻害といった問題は、様々な要因が複雑に絡み合っているという特性を踏まえ、総合的な視野に基づく取組をより一層進めていく必要があります。

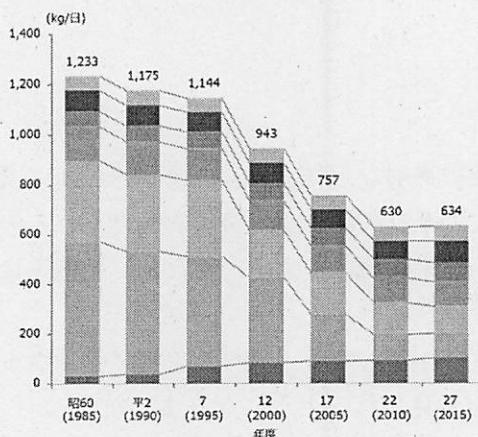
(図11 琵琶湖への流入負荷量 COD)



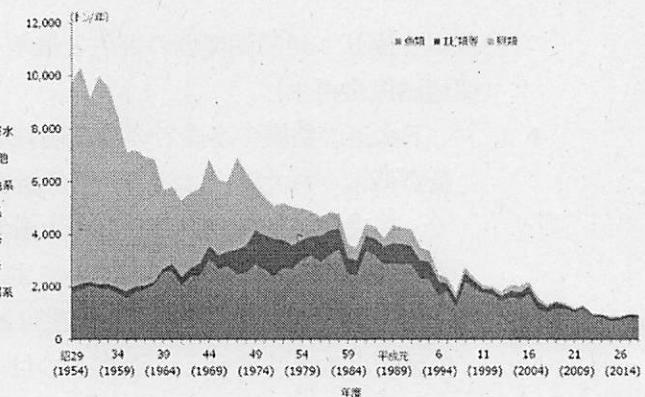
(図12 琵琶湖への流入負荷量 全窒素)



(図 13 琵琶湖への流入負荷量 全リン)



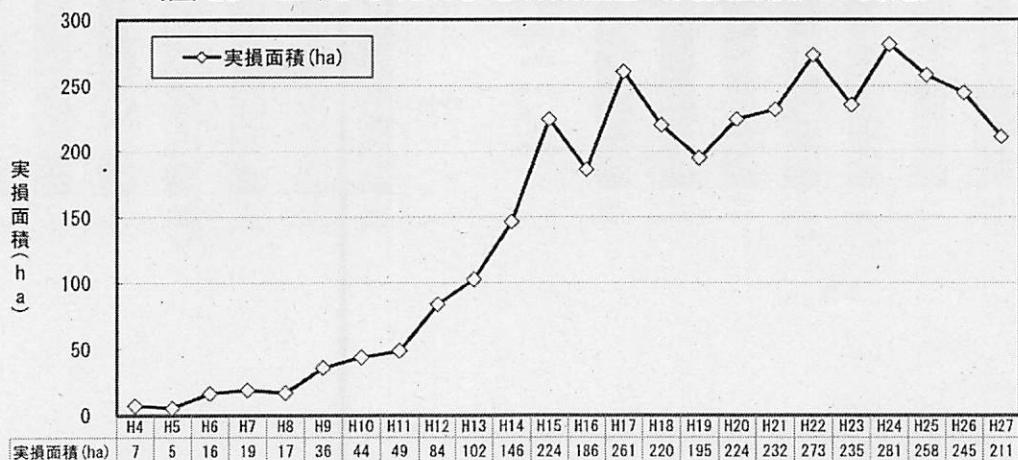
(図 14 琵琶湖における漁獲量)



(生物多様性)

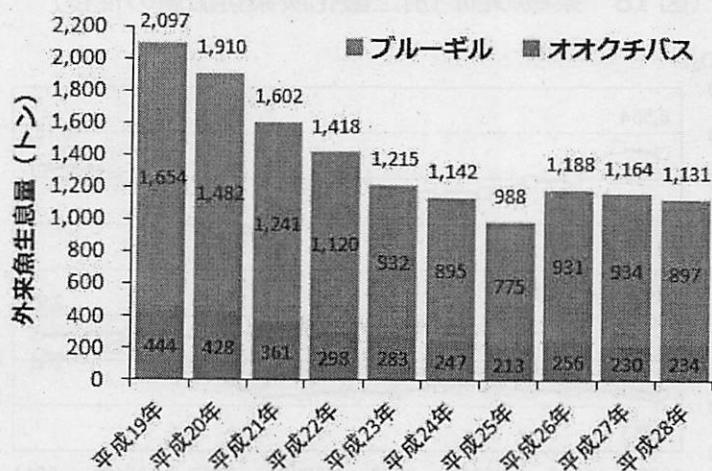
- 私たちの周辺の自然環境では、これまでのように開発などによって生物の生息・生育環境が劣化したり、消失したりするだけでなく、逆に人の手が入らなくなっこことによる影響が現れ始めています。
- 例えば森林では、林業が衰退したことにより管理が十分でない人工林が増加するとともに、ニホンジカの生息数が増加し、生息域が拡大した結果、生態系や林業、生活環境等への被害が生じています。(図 15)
- 琵琶湖や里山、森林などの自然と暮らしとの関わりが希薄になってきたことに伴って、里山や内湖に代表される二次的自然の荒廃、多面的機能の低下が進むとともに、私たちは外来種が増えたり、逆に希少な野生動植物種の生息数が減っていることなど、身近な環境の変化にも気づきにくくなっていると考えられます。(図 16・17)
- このことから、これまで実施してきた自然環境を開発等から守る施策だけでなく、獣害対策のように自然環境に働きかける施策が求められるとともに、暮らしや産業活動における自然と人とのつながりの再生に引き続き取り組み、身近な環境への保全意識を高めていく必要があります。

(図 15 ニホンジカによる林業被害（実損面積）の変化)



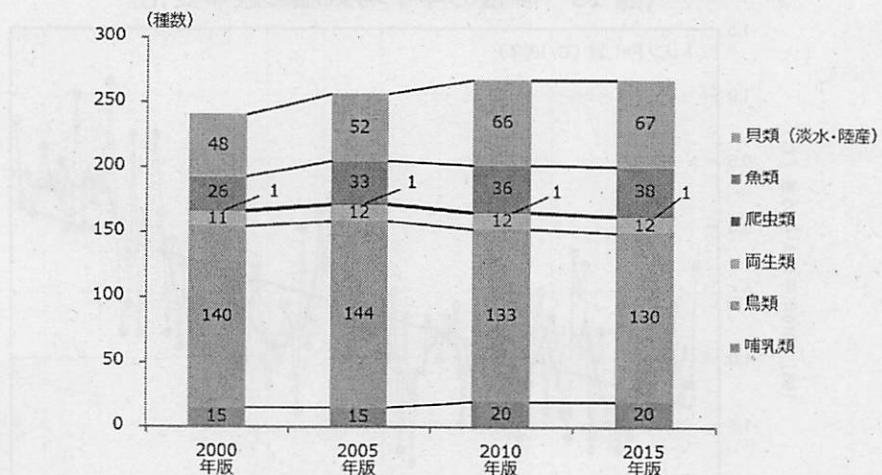
(資料)滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(第3次):県森林保全課調べ

(図 16 外来魚推定生息量の推移)



(資料)水産試験場

(図 17 希少野生脊椎動物・貝類種数
絶滅危惧種・絶滅危惧増大種・希少種)



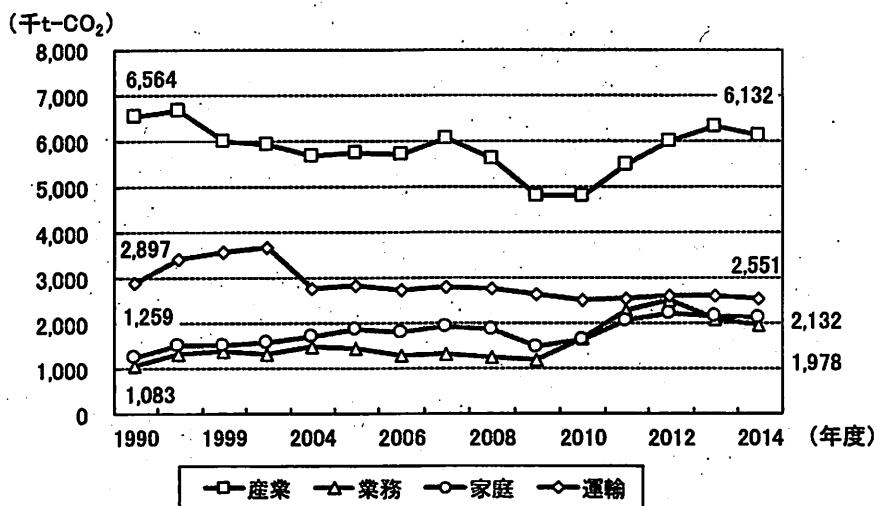
(資料)滋賀県レッドデータブック

○基本目標III 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

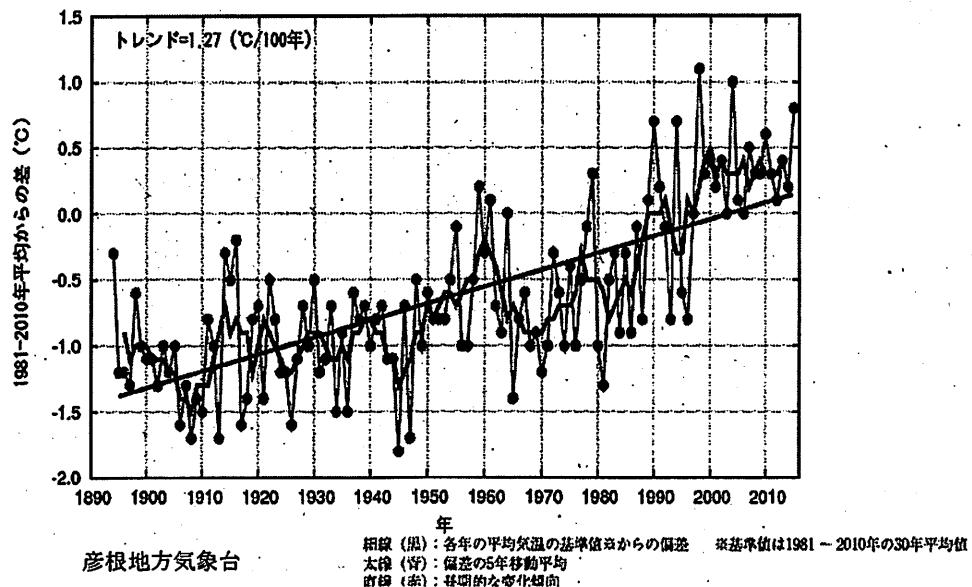
(低炭素社会)

- 本県の温室効果ガスの平成 27 年度（2015 年度）の総排出量は、平成 2 年度（1990 年度）と比較して減少していますが、家庭部門および業務部門の排出量は増加しています。また、総排出量の約半分を産業部門からの排出が占めています。（図 18）
- 低炭素社会の実現と、さらに今世紀後半の脱炭素社会の実現に向けて、家庭部門や業務部門を中心とした、より一層の温室効果ガスの排出抑制を行う必要があります。
- また、気候変動によって今後起こりうる自然環境や経済・社会活動へのリスクに対応するため、平成 30 年 6 月に気候変動適応法が成立しました。本県においても行政はもちろん、県民や事業者による「適応策」の取組を充実させていく必要があります。

(図 18 県域の部門別二酸化炭素排出量の推移)



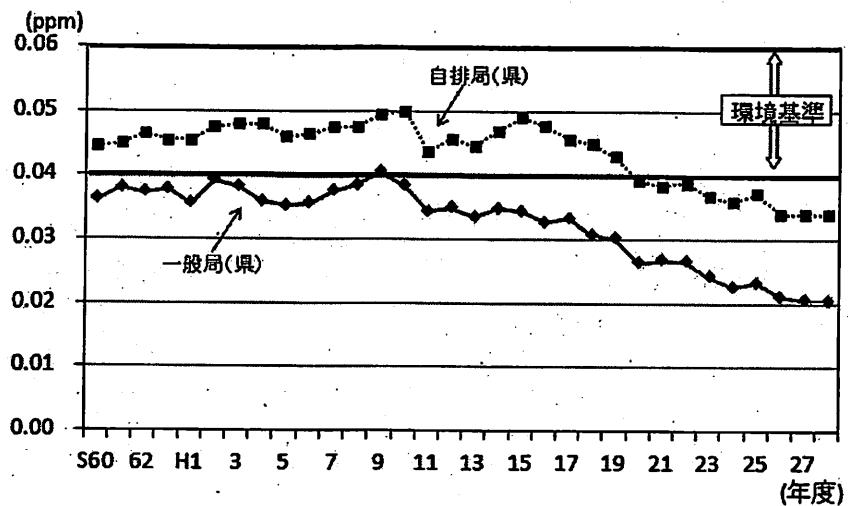
(図 19 彦根の年平均気温の経年変化)



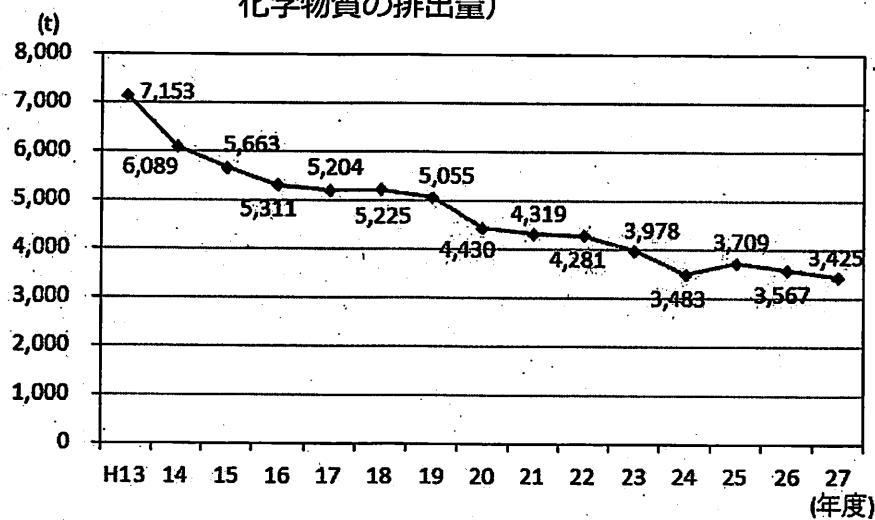
(環境リスク)

- 人間の活動によって生じた環境負荷が人の健康や生態系に影響を生じさせるおそれである環境リスクは、環境汚染物質の排出源対策等により排出量が抑制されてきており、概ね私たちの生活に支障がない状態で管理がなされていると考えられます。
- (図 20・21)
- 一方で、微量化学物質による健康影響など環境リスクに対する関心や、安全・安心な生活環境に対する県民のニーズは高まりつつあります。
 - 現在の状態を維持するとともに、さらなる環境リスクの低減を図っていくことが必要です。また、県民から求められる環境リスクに関する情報を適切に提供するとともに、環境リスクとその対応についての理解を一層深めていく必要があります。

(図 20 大気中の二酸化窒素濃度の経年変化)



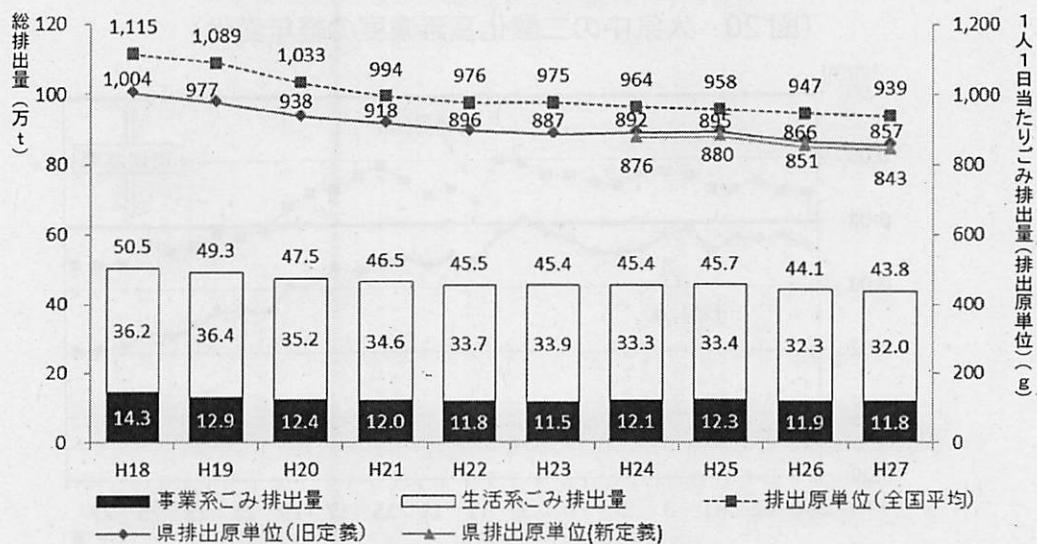
(図 21 化学物質管理促進法に基づき報告された化学物質の排出量)



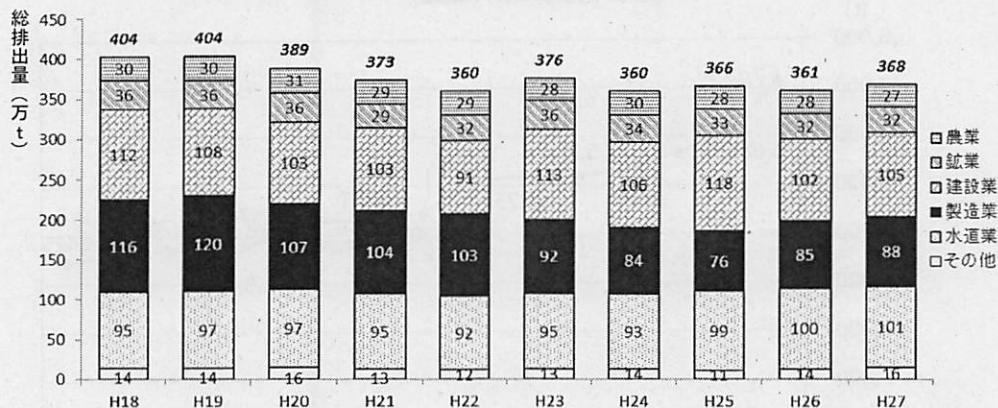
(循環型社会)

- 家庭におけるマイバッグ持参運動や事業者の省資源化の取組などにより、一般廃棄物の排出量は概ね減少している一方で、産業廃棄物の排出量は横ばいとなっています。(図 22・23)
- 近年問題となっているプラスチックごみの問題も含め、さらなる廃棄物の減量と温室効果ガスの削減も含めた環境負荷の低減に向けて、発生抑制 (Reduce: リデュース) や再使用 (Reuse: リユース) に重点を置きつつ、再生利用 (Recycle: リサイクル) を含めた 3 R の推進を図るとともに、環境負荷や生活環境への影響等を最小化するため、災害廃棄物を含め、廃棄物の適正処理を引き続き徹底する必要があります。

(図 22 一般廃棄物の排出量等の推移)



(図 23 産業廃棄物の排出量等の推移)



○環境課題に対応する横断的仕組みづくり

(環境学習等推進協議会)

- ・ 県民を挙げて環境学習推進計画の推進に取り組んでいくよう、住民参加型の計画策定と進行管理の手法等について検討する協議会として、行政、県民、民間団体、学識経験者等から構成する「滋賀県環境学習等推進協議会」（以下「協議会」という。）を平成 26 年に設置しました。
- ・ 協議会では、環境学習による人材育成を、持続可能な社会づくりにつなげていくことを目的とする、「第三次滋賀県環境学習推進計画」（平成 28 年 3 月）の策定の議論に参画しました。
- ・ また、環境学習推進計画の進行管理の手法について議論をいただき、環境学習が「人育て」と「社会づくり」のそれぞれのギアにどのような効果をもたらしているのかについて評価を行いました。
- ・ 今後も協議会からの助言をいただきながら環境学習の推進を図っていきます。

(琵琶湖環境研究推進機構)

- ・ 琵琶湖および滋賀県が抱える環境の課題把握から、調査研究の実施、研究成果を踏まえた対策の立案を横断的に行う仕組みとして、行政部局と試験研究機関により平成 26 年に琵琶湖環境研究推進機構（以下「機構」という。）を創設しました。
- ・ 機構では、連携研究の最初のテーマとして、琵琶湖に生じる様々な事象と関連があり、喫緊の課題である「在来魚介類のにぎわい復活」を位置づけ、「水系のつながり（森～川～里～湖）」と「生物のつながり（栄養塩～植物プランクトン～魚介類）」に着目した研究に取り組んできました。
- ・ 平成 26 年度から 28 年度にかけて実施した研究では、在来魚介類にとっての「生息環境」と「餌環境」のつながりに着目して現況評価や生物の生息に望ましい条件を把握するなど、施策を検討する上で必要となる基礎的な研究の成果を得ることができました。
- ・ 平成 29 年度以降、「生息環境」では、「沿岸環境」、「流域環境」に着目し、実証的な調査研究を推進しています。
- ・ 「餌環境」では、栄養塩から植物プランクトン、動物プランクトン、魚介類の生食食物連鎖だけではなく、細菌類等が関係する流れも重要であることが分かってきたため、水質からプランクトン、細菌類等の間を、有機物や窒素、リンなどが健全に循環しているかという物質循環の視点で検証する研究に発展的に取り組んでいます。

(3) 環境保全に係る新たな考え方

- ・ 環境問題が複雑化、多様化する中で、国や世界においても新たな考え方方が示されています。
- ・ 環境が持続可能な経済・社会活動の基盤であるという考え方方が、平成 27 年 9 月に採択された SDGs のゴール間の関係性に現れています。
- ・ 國際的な気候変動への対応として平成 27 年 12 月に採択され、平成 28 年 11 月に発効したパリ協定を受けて、世界は今世紀後半に実現を目指すこととされた脱炭素社会に向けて動き出しています。
- ・ 平成 30 年 4 月に閣議決定された国の第五次環境基本計画においても、SDGs の考え方を活用し、複数の課題を統合的に解決していくことの重要性が示されており、「環境・経済・社会の統合的向上」の具体化に向けて、6 つの重点戦略が示されています。
- ・ また「地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ」「地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かす『地域循環共生圏』を創造していくことを目指す」ことが示されています。
- ・ このような環境保全に係る新たな考え方方は、本県においても、平成 29 年 3 月に策定した「琵琶湖保全再生施策に関する計画(以下「琵琶湖保全再生計画」という。)」などにおいて取り入れられ始めています。
- ・ 環境保全はあらゆる主体の協働のもとで、従来の施策の枠を超え、環境・経済・社会の統合的向上を見据えた総合的な視点からの施策・取組を進めていく必要があるため、琵琶湖保全再生計画においては、琵琶湖を「守ること」と「活かすこと」の好循環のさらなる推進が必要としています。
- ・ 環境を「守る」取組により、地域資源の価値や魅力を高めるとともに、それらを「活かすこと」で、経済・社会活動の活性化を図り、さらなる「守る」取組へとつながる循環を持続的に実現していくことが不可欠です。

●参考 国の第五次環境基本計画に示された「地域循環共生圏」

- ・ 国の第五次環境基本計画では、「地域循環共生圏」における「循環」について、「食料、製品、循環資源、再生可能資源、人工的なストック、自然資本※のほか、炭素・窒素等の元素レベルも含めたありとあらゆる物質が、生産・流通・消費・廃棄等の経済社会活動の全段階及び自然界を通じてめぐり続けることであり、この「循環」を適正に確保するためには、物質やエネルギー等の資源の投入を可能な限り少なくするなどの効率化を進めるとともに、多種多様で重層的な資源循環を進め、環境への負荷をできる限り低減しつつ地域経済循環を促し、地域を活性化させることを目指す。」とされている。

※循環資源（家畜ふん尿、食品廃棄物、下水汚泥、プラスチック、金属等）、再生可能資源（木材、地熱・風力・水力等の再生可能エネルギー源等）、人工的なストック（社会资本、建築物等）、自然資本（森林、土壤、水、大気、生物資源等）

- ・ また、「共生」については、「人は環境の一部であり、また、人は生きものの一員であり、人・生きもの・環境が不可分に相互作用している状態であり、その認識の下、二次的自然や生きものも含めた自然と人との共生、地域資源の供給者と需要者という観点からの人と人との共生の確保、そして人や多様な自然からなる地域についても、都市や農山漁村も含めた地域同士が交流を深め相互に支えあって共生していくことを目指す。」とされている。
- ・ さらに、「地域循環共生圏」を創造するに当たって最も重要なこととして、「地域資源を再認識するとともに、それを活用することである。時に見過ごされがちだった各地域の足元の資源に目を向けて価値を見出していくことが、地域における環境・経済・社会の統合的向上に向けた取組の具体化の第一歩となる。」とされている。

●参考

①持続可能な開発目標（SDGs）（平成27年9月国連総会採択）

- SDGsについて、第五次環境基本計画の中で以下のような特徴を持っているとされている。
- 複数の課題を統合的に解決することを目指すこと、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指すこと、という特徴を持っている。
- SDGsのゴール間の関連性を見ると、環境を基盤とし、その上に持続可能な経済社会活動が存在しているという役割をそれぞれが担っていると考えられる。
- 他のゴールも考慮するなど視野を広げることにより、「どちらか」ではなく、Win-Winの発想で「どちらも」を追求することが重要である。
- あらゆるステークホルダーが参画する「全員参加型」のパートナーシップの促進を宣言している。（以上、第五次環境基本計画第1部第2章3（3）「持続可能な開発目標」（SDGs）の考え方の活用 より抜粋）

②パリ協定（平成27年12月COP21採択）

- 世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに1.5℃に抑える努力を追及すること、適応能力を向上させること、資金の流れを低排出で気候に強靭な発展に向けた道筋に適合させること等によって、気候変動の脅威への世界的な対応を強化することを目的とする。
- 衡平および各国の異なる事情に照らしたそれに共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力の原則を反映するよう実施する。

③琵琶湖保全再生計画（平成29年3月策定）

- 平成27年に制定された「琵琶湖の保全及び再生に関する法律（琵琶湖保全再生法）」では、主務大臣の定める基本方針を勘案し、滋賀県が琵琶湖保全再生施策に関する計画を定めることができる旨規定されている。
- この規定を受け、県では関係省庁等との協議を経て、琵琶湖保全再生計画を策定した。
- 計画では、「琵琶湖と人との共生」を基調に、「共感」「共存」「共有」が重要であるとの認識の下、保全再生に関する方針や関連する施策を掲げており、琵琶湖の保全再生に関わる事項に加えて、環境と調和のとれた産業の振興や、観光の推進等についても計画に位置付けている。
- また、琵琶湖の保全再生に関し必要な事項として、「守ることと活かすことの好循環」を更に推進することとしている。

④第五次環境基本計画（平成30年4月閣議決定）（抜粋）

- ・持続可能な社会を実現するため、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させることが必要であり、環境保全を犠牲にした経済・社会の発展も、経済・社会を犠牲にした環境保全ももはや成立し得ず、これらをWin-Winの関係で発展させていくことを模索していく必要がある。
- ・自然と共生する知恵や自然観も踏まえ、情報通信技術（ICT）等の科学技術も最大限に活用しながら、経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生命の「循環」を実現するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図り、これらの取組を含め「低炭素」をも実現することが重要である。

（4）将来の環境に影響を与える要素と2030年の環境の見通し

- 環境保全に係る施策の方向性を示すに当たって、本計画の目標年次である2030年の環境の見通しを、将来の環境や環境保全に影響を与える要素とともに、以下に示します。

① 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

- ・環境学習の進展や地球温暖化の影響の顕在化などにより、持続可能な社会の実現に向けて、県民や事業者の環境の状況への理解や、環境配慮行動や環境保全活動への理解が進みます。
- ・県民の価値観の多様化が進み、環境保全についての考え方や行動も多様化が見込まれます。
- ・都市部における既存の地域コミュニティの衰退や、特に中山間地における人口の減少などにより、環境保全の担い手が減少します。
- ・第四次産業革命と言われる動きの中で、IoTやAIをはじめとする技術革新が進展します。
- ・これらにより、2030年の見通しとして、特に中山間地において保全の担い手が減少し、また、従来の地域コミュニティの衰退により環境保全活動が弱まる一方で、環境学習の取組の進展や価値観の多様化の中で、環境保全の意識が高く、自ら行動する人が増加しています。学生などの若い世代やNPOなど多様な主体による環境保全活動への多様な参画が進んでいます。
- ・環境負荷の削減をはじめとする環境の改善、モニタリングなど環境保全に係る新たな技術や機器の活用が進むとともに、新たな環境配慮型の製品やサービスが出現し、普及が進んでいます。
- ・SDGsやパリ協定などの環境保全に係る国際的な枠組みのもとでの取組が進み、ESG投資が進んでいます。その結果、持続可能な社会づくりに貢献する企業・産業

が成長しています。

② 琵琶湖環境の再生と継承

- 特に中山間地における人口の減少により、耕作放棄が進み、農地が減少し、管理が行き届かない森林が増加することが見込まれます。
- 産業構造の変化が進むとともに、新たな技術開発や事業者の努力により環境への負荷の削減が進みます。
- 住民や事業者をはじめ、様々な主体による環境保全の取組が進んでいます。
- これらにより、2030年を見通しとして、琵琶湖への流入負荷は低減され、水質は一定改善されています。
- ただし、水質が改善されても、魚介類の産卵環境や生息環境が改善され、水質～ランクトン～魚介類の有機物のつながりが回復し、生態系のバランスが改善されなければ在来魚介類の回復にはつながりません。
- 一方で気候変動による影響が顕在化し、水質に影響が現れることも考えられます。
- 様々な施策を進めた結果、琵琶湖の在来魚介類の餌環境や生物多様性に改善の兆候が現れています。
- また、外来水生植物について、根絶または一定管理可能な状態になっている一方で、新たな外来生物の影響が現れることがあります。
- 木材生産と利用が増加する一方で、管理の行き届かない森林や農地が増加するとともに、獣害が継続することも見込まれます。
- 琵琶湖をとりまく産業、観光・レジャー、スポーツ・レクリエーションなどにおいて、琵琶湖の利活用が進むなど、琵琶湖と人との関わりが多様化します。

③ 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

- 再生可能エネルギーの利用が拡大します。
- 国内では省エネが進む一方で、世界的にはエネルギー需要が拡大します。
- 環境負荷の削減に係る新たな技術の開発や環境に配慮した商品・サービスの開発が進みます。
- 県民のマイバッグの持参、環境負荷の少ない商品・サービスの利用など、環境配慮行動が進みます。
- 産業構造の変化が進むとともに、企業による資源・エネルギーの削減の取組が進みます。また、ごみの減量化や再資源化が進みます。
- 下水道施設や治山施設など、これまで整備を進めてきた環境インフラが老朽化します。
- これらにより、2030年を見通しとして、地域の温室効果ガス排出量が減少している一方で、世界的な温室効果ガス排出量は増加が見込まれます。

- ・ 気候変動による影響が顕在化します。具体的には、地球温暖化による気温上昇や降水量の変化等によって、水環境・水資源、生態系などをはじめ、農林水産業など幅広い分野において影響が生じるとともに、自然災害が増加し、県民生活や、産業活動にも影響を与える恐れがあります。
- ・ また、下水道や治山施設などの環境インフラの機能の低下や、その機能維持のための負担が増えることが見込まれます。
- ・ 一般廃棄物・産業廃棄物とも減少が見込まれ、再資源化も進みます。ただし、海外をはじめリサイクル先が不足する可能性があります。
- ・ 法令等に基づき、環境リスクが管理された状態が継続します。
- ・ 県民の環境リスクに対する関心や、安全・安心な生活環境に対するニーズは高い状態が続きます。

2 目標・視点

(1) 目指す将来の姿

- 第四次計画の点検・評価の結果、環境保全に係る新たな考え方、2030 年の環境の見通しを踏まえると、環境に係る課題は次のように捉えることができます。
 - ・ 現在の環境は、かつての公害の時代のように、特定の発生源から生じる環境への負荷が大きく影響していた状況から変化し、環境に影響を与える要因が複雑化・多様化してきており、こうした傾向はこれからも続くものと考えられます。
 - ・ 琵琶湖とそれをとりまく森・川・里などの滋賀の環境（以下「琵琶湖環境」という。）では、人間活動に伴い発生する環境への負荷（以下「環境負荷」という。）の削減は継続されると見込まれ、琵琶湖の水質をはじめ、環境の状態を示す指標に改善が今後も一定進むと考えられる一方で、在来魚介類の減少、外来魚の増加、水草の大量繁茂、森林の荒廃などの解決には時間がかかるものと考えられます。
 - ・ こうした課題の背景には、琵琶湖と河川や水田とのつながりが失われてきていたといった問題に加えて、例えば、木材価格の低迷に見られるように、地域の自然资源の経済的な価値の低下とともに、第一次産業の従事者が減少するなどにより、経済・社会の中で自然の恵みが十分に活用されなくなってきたことにより、あらゆる物質の健全な循環が滞ってきていることが、一つの要因となっていると考えられます。
- こうしたことから、2030 年に向けて環境保全施策を進めるに当たっては、これまでの「いかに環境負荷を抑制するか」という視点だけでなく、人間が「いかに適切に環境に関わるか」という、より広い視点のもとでの、施策のあり方の大きな転換点を迎えていると考えられます。
- 本計画においても、SDGs の視点を活用し、環境が持続可能な経済・社会活動の

基盤であるという関係性を踏まえ、環境と経済・社会活動の持続可能性を同時に実現し、健全な循環を構築するための施策を進める必要があります。

- これらのことと踏まえ、本計画の目指す将来の姿を次のとおりとします。

- 目指す将来の姿

「琵琶湖をとりまく環境の恵みといのちを育む」

持続可能で活力あふれる循環共生型社会」

- また、2030年年の望ましい環境の状態は次のように表すことができます。

- ・ 活力ある人々の営みの中で、自然と人、人と人、地域と地域が触れあう「つながり」が回復し、そのつながりのもとで、地域資源を活用した健全な循環が成り立つ「循環共生型社会」が実現されている。
- ・ 琵琶湖の水質が良好に保たれていることに加え、森林資源や在来魚介類など琵琶湖環境からの「自然の恵み」があふれるとともに暮らしに活かされている。
- ・ 環境リスクが低減され、管理されるとともに、自然災害をはじめとする気候変動への影響への適応が進み、「安全・安心」で、豊かさを感じられる「低炭素社会」が築かれている。
- ・ 様々な人々が環境について学び、環境に配慮した取組が根付き、環境保全の基盤が保たれている。

(2) 目標

- 琵琶湖環境では、森・川・里・湖のつながりの中で人を含む様々な生きものが生息し、循環のもとで一つの系（システム）を形作っています。持続可能な社会では、この系から生み出される自然の恵み（生態系サービス）が安定的かつ持続的に供給され、地域資源として健全に利用されることが求められます。
- 「循環」には次の二つがあると考えられます。
- 一つ目は、生物の食物連鎖や、環境中の大気や水循環などを通じて形成される、様々な物質の「生態系・自然界における循環」です。
- 二つ目は、製品等の生産・流通・消費・廃棄など、人間の経済・社会活動における各段階を通じて形成される、資源や財の「経済・社会活動における循環」です。
- 人間の暮らしは、「生態系・自然界における循環」のもとで生み出される自然の恵みを、「経済・社会活動」において活用することによって成り立っています。
- 持続可能な社会を実現するためには、森・川・里・湖のつながりを意識しながら、環境・経済・社会を統合的に捉えるSDGsの考え方を踏まえ、「生態系・自然界における循環」のもとで生み出される自然の恵みを「経済・社会活動」において適切に

活用すると同時に、「生態系・自然界における循環」を損なわないよう、環境への負荷を削減するとともに、保全のための投資や活動などを通じた生態系・自然界への貢献を行うことで、「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環」を実現する視点が必要です。

- こうしたことを踏まえて、計画の目標を次のとおりとします。

「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」

- 「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環」の基礎となるのは、里山や内湖の周辺などにおいて成り立ってきた、森林資源や在来魚介類などの地域資源を地域社会の経済システムの中で健全に利用する、自立・分散型の循環です。そこでは地産地消などの取組により、人、財、製品、サービスなどが地域内で循環しています。
- 同時に、循環が持続可能であるためには、地域内だけでなく、異なる地域が、地域資源を介して他の地域と相互に支え合う関係をつくることも必要です。こうした地域間では、人、財、製品、サービスも行き交っています。
- 琵琶湖は琵琶湖保全再生法で国民的資産と位置づけられており、県内だけでなく下流府県をはじめとするあらゆる地域、さらには国際社会との間においても地域資源を介して相互に支え合う関係をつくることが求められます。
- こうして健全な循環が成り立つ地域が、相互に支え合う関係のもとで広がることが、本計画の目指す将来の姿である「琵琶湖をとりまく環境の恵みといのちを育む持続可能で活力あふれる循環共生型社会」が形成されることにつながります。

●参考 これまでの環境総合計画の目標等

策定年	計画名	計画の将来像・長期的な目標等
平成 9 年 (1997 年)	滋賀県環境総合計画	環境自治が築く 共生・循環のふるさと”滋賀”
平成 16 年 (2004 年)	新滋賀県環境総合計画	あなたとつくる”環境滋賀モデル” ～琵琶湖から世界へ～
平成 21 年 (2009 年)	第三次滋賀県環境総合計画	持続可能な滋賀社会の実現
平成 26 年 (2014 年)	第四次滋賀県環境総合計画	「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現」～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全・安心な環境の創造～

●参考

・環境基本条例（前文より抜粋）

環境は壊れやすく、復元するのは容易ではない。もはや環境はそこにあるもの、与えられるものでもない。私たちは、物質の循環の重要性、資源の有限性を認識しながら、環境がもつ復元能力の下に持続的な発展を図っていかなければならない。また、生態系の多様性を積極的に確保し、次の世代に引き継いでいく強い意志と行動が必要である。

私たちは、県民による主体的な環境保全の活動を礎として築かれた「環境自治」をさらに推し進め、新しい環境観に立つ「環境優先の理念」の下に、文化的環境を含めた広範な環境全体への周到な配慮と保全活動を展開することを決意し、ここに滋賀県環境基本条例を制定する。

・第五次環境基本計画より抜粋

「地域循環共生圏」における「循環」とは、食料、製品、循環資源、再生可能資源、人工的なストック、自然資本のほか、炭素・窒素等の元素レベルも含めたありとあらゆる物質が、生産・流通・消費・廃棄等の経済・社会活動の全段階及び自然界を通じて、めぐり続けること。

(3) 施策展開の3つの視点

- 将来の姿を実現するための目標である「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環」を構築するため、施策展開に当たっては、以下の3つの視点を踏まえ、分野別の施策・取組を着実に進めるとともに、異なる分野の施策間の関係性を認識し、分野をまたいだより一層の連携により、トレードオフの関係がある場合はその解消に努めると同時に、施策・取組の相乗効果を高め、課題の同時解決につなげることが必要です。



環境と経済・社会をつなぐ健全な循環

① 共生

- ・ 健全な循環を実現するためには、互いに生かし生かされ、共に生きていく「共生」*の視点が必要です。
- ・ 共生を進めるに当たっては次の三つのアプローチがあります。
- ・ 一つ目は、里山や内湖、農地など、人が働きかけた二次的な自然も含めて、地域の生態系と人との間に成り立つ「自然と人との共生」です。
- ・ 二つ目は、地域の経済・社会において、森林資源や在来魚介類、農産物など、様々な地域資源を供給する人と、それを求め・消費する人の間に成り立つ「人と人との共生」です。
- ・ 三つ目は、例えば都市と中山間地域など、多様な人や自然からなり、異なる風土を持つ地域間ににおいて、それぞれの地域資源の活用・保全を通して交流を深め、持続可能で相互に支え合う関係が成り立つ「地域と地域との共生」です。この関係は、県内だけでなく下流府県をはじめとするあらゆる地域、さらには国際社会との間においても成り立ちます。例えば、上下流が一体となって取り組む必要がある琵琶湖・淀川水系の保全再生の推進や、カワウ対策や温暖化対策といった県境を越える広域的な課題解決に向けては、近隣府県や関西広域連合などとの連携を進め、歩調を合わせた対策を取ることが不可欠です。

※この場合の「共生」とは、生物学的な定義によるものでなく、近年の行政計画などで使用される、互いに生かし生かされ、共に生きていく関係にあるという、擬人的な対話的関係を表すものです。

② 「守る」「活かす」「支える」

- ・ 共生の視点のもと健全な循環を実現するためには、調査研究や環境学習など、環境に関する科学的知見と環境保全の意識を高める「支える」取組のもと、環境を「守る」取組により地域資源の価値を高め、それらを「活かす」ことで、経済・社会の活性化をはかり、さらなる「守る」取組へつなげる、取組の循環を持続的に進めていく視点が重要です。

③ 協働

- ・ 滋賀県では、かつて石けん運動とそれに続く富栄養化防止条例の制定により、栄養塩が削減され、赤潮の発生が抑えられたように、琵琶湖を中心とした環境の保全に向けて、県民、NPO、事業者、研究者、行政など多様な主体による協働の取組が進められてきました。
- ・ 滋賀は森・川・里・湖のつながりが実感できる広がりの中にあり、例えば琵琶湖の水質改善など、取組の成果が目に見えて現れる世界的にも類を見ない地域です。

- ・ また、琵琶湖の環境保全において、石けん運動をはじめとする県民の努力、富栄養化防止条例の制定等による排出規制、下水道等環境インフラの整備などの公共事業、事業者による技術開発と排出削減等により、琵琶湖に流入する栄養塩が削減され、水環境が改善された取組に見られるような、多様な主体の協働、パートナーシップによって経済発展と環境保全を両立させた総合的な取組を、本県では「琵琶湖モデル」と呼んでいます。
- ・ 「琵琶湖モデル」は、SDGsの理念に通じる普遍性を持っており、途上国をはじめとする世界の湖沼環境問題の解決に貢献することへの期待が高まっています。
- ・ 多様な主体による協働、パートナーシップ (Partnership) は、SDGsの基本的な考え方である「5つのP」の一つであり、県民による主体的な環境保全活動を礎として築かれた「環境自治」の理念のもと、引き続き進めていく必要があります。
- ・ 価値観の多様化が進むとともに、人口減少や高齢化に伴い、地域における保全の担い手が減少することが考えられる中で、多様な主体による協働・パートナーシップに基づく取組を進めるため、関係団体やNPO、事業者など、環境保全への意欲を持つ様々な主体や、また学生など次代を担う若い世代の参画が期待されます。
- ・ 多様な主体が参画する場において、県民が主体となり、環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環のもとで実現される目指す将来の姿について、継続的かつ発展的な議論がされる必要があります。
- ・ こうした議論を通じて、本計画で示す施策の方向性について、各主体の理解と合意を確保すると同時に、目標との整合について随時検証を行い、本計画の進捗状況の点検、見直しにつなげていくこととします。

第3章 施策の方向性

- 「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」を目指し、施策展開の3つの視点を通して施策を展開していきます。
- 施策の展開に当たっては、第四次計画に示した三つの基本目標を踏まえるとともに、さらにSDGsやパリ協定などの国際的な枠組みのもとでの取組が進んでいる中で、滋賀ならではの環境保全に向けた多様な主体による協働や環境配慮型の商品や技術などを通じて、琵琶湖環境のみならず県外・国際社会・地球環境においても、環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環に貢献することの重要性が高まっていることから、「国際的な協調と協力」を新たに加え、本計画の施策の方向性の柱を次の四つとします。
 - ・「琵琶湖をとりまく環境の保全再生と自然の恵みの活用」
 - ・「気候変動への対応・環境負荷の低減」
 - ・「持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着」
 - ・「国際的な協調と協力」
- この四つの柱のもと、10の分野ごとに施策の方向性を示します。また、それぞれの分野ごとに分野別計画等の進捗状況を点検するために参考とする代表的な指標（参考指標）を示します。

1 琵琶湖をとりまく環境の保全再生と自然の恵みの活用

- ・ 森・川・里・湖のつながりや生態系の保全再生を図り、水質を保全するとともに「生態系・自然界における循環」の健全性を損なわないよう、自然の恵みを持続的に活用する環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築に資する施策を展開します。
- ・ また、琵琶湖環境の健全性の確保に向けた調査研究を進めるとともに、「守る」取組と「活かす」取組の土台となる自然と人、人と人、地域と地域の共生関係づくりを進めます。
- ・ 地域資源や知見を活用し、地域で活躍する人材を育成することにより、自然の恵みを将来にわたって享受し、健康で心豊かに暮らすことができる地域づくりを進めます。

1-1 琵琶湖の保全再生・活用

(1) 施策の方向性

- ・ 水質保全対策を継続するとともに、有機物のつながりに着目し、生態系の健全な循環を実現する保全・再生の取組を進めます。
- ・ 在来魚介類のにぎわいの復活に向けて、「水系のつながり」の視点から、森～川～里～湖における変化が及ぼす湖底の生息環境や河川の産卵環境への影響に関する調査研究を、「生物のつながり」の視点から、水質～プランクトン～魚介類の関係性に関する調査研究をそれぞれ推進し、その成果に基づく取組を進めます。
- ・ 「魚のゆりかご」と呼ばれる南湖の自然環境等の重点的な保全再生に取り組みます。
- ・ 農林水産業をはじめとする様々な生業が、琵琶湖環境と調和する形で活性化することを

目指し、県産の農林水産物の利用促進などの各種取組を進めます。

- ・ 湖内の生態系の形成を駆動する有機物収支の把握に関する研究を実施します。また、この研究成果を踏まえ、TOCなどの新たな指標を用いた評価や必要な対策について検討と実施を進めます。
- ・ 環境美化、ヨシ群落保全、外来動植物の駆除等のボランティア活動等を支援する仕組みづくりや「びわ湖の日」の事業展開や環境学習などを通じて、県民や京都や大阪などの下流域の住民と琵琶湖流域との関わりを生み出す、様々な機会の充実を図ります。

(2) 参考指標

- ・ 琵琶湖と暮らしに関する状態・傾向（以下の代表的な指標による）
 - ①湖内 ・琵琶湖の水質 ・琵琶湖の植物プランクトン ・琵琶湖漁業の漁獲量 等
 - ②湖辺域 ・琵琶湖の水草 ・琵琶湖のヨシ ・希少野生生物種 等
 - ③集水域・暮らし ・河川の水質 ・環境と調和した農業 ・森林の状況 等

1-2 生物多様性の確保・森林の多面的機能の発揮

(1) 施策の方向性

- ・ 野生生物の「増えすぎ」（オオバナミズキンバイ等の特定外来生物の拡大、ニホンジカ、ニホンザル、カワウ等の有害鳥獣の個体数の増加）や「減りすぎ」（希少野生動植物種の生息数の減少、生育環境の悪化）などの生物多様性の危機に対して、それらを食い止める取組を進めます。
- ・ 特にシカによる植生被害が進み対策が困難な県境地域など高標高域の山地について、他府県とも連携しつつ捕獲や被害防除の新たな手法の導入などを進めます。
- ・ 侵略的外来種に対し、県民、NPO等の活動団体、事業者、市町、土地の所有者および管理者などの多様な主体による監視や防除活動を支援し、拡大の阻止と影響の低減を図ります。
- ・ 地域資源の活用、地産地消の推進、生産活動における環境への配慮に関する認証など、経済・社会活動に生物多様性への配慮を組み込む取組を進めます。
- ・ 県民が生物多様性について知る、気づく、考える機会を設け、理解の促進を図ります。
- ・ 生物多様性を保全し、森林の多面的機能を持続的に発揮させていくために、間伐等の適切な森林整備および再造林による森林の適正な更新を行い、多様な動植物が生息する水源の森林づくりを進めます。
- ・ 森林經營管理法に基づき、放置林対策をはじめとする新たな森林管理システムについて、森林環境譲与税を活用し市町と連携して進めるとともに、琵琶湖森林づくり県民税を活用し、シカ食害に対する水源林の保全など新たな課題に対応しつつ、琵琶湖の保全に資する森林づくりを進めます。
- ・ 県産材の生産、加工、流通体制を確立するとともに、県内での利用の促進と県外需要の取り込みを進めるとともに、CLT（直交集成板）等の新たな技術を用いた木材需要の創出に取り組み、再生可能な地域資源である県産材の積極的な活用を進めます。

- ・ 林業技術者の技能の向上、U・I・Jターン等を含む新規就業者の確保と就業の促進、森林行政における市町の役割拡大に伴う必要な職員の育成など、人材育成と確保を進めます。
- ・ 森林づくりの重要性を理解し、行動する青少年の育成など、次代の森林を支える人づくりを進めます。
- ・ 森林づくりに対する森林所有者の意欲の高揚を図るとともに、森林整備や木材生産の中核を担う森林組合等の組織体制の強化を図ります。
- ・ 森林の保全・林業の振興と、新たな産業起こし、都市部との交流の促進、生活基盤の整備などによる山村の活性化を一体的に図ります。
- ・ 平成33年に滋賀県で開催される第72回全国植樹祭を機に、森林づくりや緑化運動などの県民運動の一層の展開を促進します。

(2) 参考指標

- ・ オオバナミズキンバイの生育面積
- ・ ニホンジカの生息数
- ・ 外来魚生息量
- ・ しが生物多様性取組認証制度の認証事業者数
- ・ 生物多様性に対する認知度
- ・ 除間伐を必要とする人工林に対する整備割合
- ・ 県産材の素材生産量
- ・ 山村振興に取り組むモデル地区数
- ・ 一定の能力を身につけた森林作業員数

2 気候変動への対応・環境負荷の低減

- ・ 低炭素社会の実現のため、全ての者の主体的かつ積極的な参画のもと、地域資源を活用し、技術革新のもとで、温室効果ガスの排出抑制などと経済の持続的な成長との両立を図り、環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築に資するよう施策を展開します。
- ・ 気候変動に対応し、地域資源を活かした持続可能な社会づくりを推進するため、気候変動によって起こりうる自然災害や経済・社会活動へのリスクに対応する「適応策」の取組を進めます。
- ・ 地域資源を活かし、自然環境や地域環境と調和した再生可能エネルギーの導入と技術開発を進めることにより、気候変動の緩和に資するとともに、新たなビジネスの創出や地域の経済循環の拡大を図ります。
- ・ 高度経済成長期以降、様々な公害問題が発生しましたが、工場排水や排ガス、廃棄物対策などの発生源対策を進めてきたことにより、環境リスクは低減し、私たちの生活環境は改善されてきました。今後も、持続可能社会の実現に向けて、これらの取組を継続し、推進します。
- ・ これらの取組により、人々が安心して暮らせる生活環境づくりを進めるとともに、地域

経済の活性化につなげます。

2-1 気候変動

(1) 施策の方向性

- ・ 今世紀後半において温室効果ガスの人為的排出と吸収の均衡が図られた「脱炭素社会」を目指し、2030年における低炭素社会の実現に向けて、産業、業務、家庭、運輸の各部門別のエネルギー起源CO₂の削減対策、非エネルギー起源CO₂、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス等のその他の温室効果ガス削減対策、部門横断的削減対策の3つの削減対策と、森林吸収等の吸収源対策に取り組みます。
- ・ 気候変動による自然災害の増加や、農業、林業、水産業等のさまざまな分野への影響に対処するため、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応センターを中心に、本県における将来的な気候変化やそれによる影響を把握し、それに基づき、情報共有や適応策の検討・取組を進めます。
- ・ 省エネ行動の実践や、省エネ性能が高い機器の使用、住宅や建物の省エネルギー性能を高めるなど、省エネルギー・節電に関する取組を進めます。
- ・ 太陽光、小水力、バイオマスなど、再生可能エネルギーの家庭や事業所、地域等での導入に関する取組を進めます。
- ・ 水草等のバイオマスの活用の可能性も検討しながら、下水汚泥の有効利用、下水熱の利活用等、下水道における未利用資源の有効活用を推進します。
- ・ 天然ガスコーチェネレーションや蓄電池の普及、地域内でエネルギーを融通するスマートコミュニティの構築など、エネルギーの効果的な活用に関する取組を進めます。
- ・ 本県に集積するエネルギー関連産業の振興や、产学研官によるエネルギー関連の技術開発を促進します。

(2) 参考指標

- ・ 温室効果ガス削減目標
 - エネルギー起源CO₂削減量
 - 他の温室効果ガス排出削減量
 - 森林吸収量
- ・ エネルギー消費量
- ・ 再生可能エネルギー導入量
- ・ 天然ガスコーチェネレーション、燃料電池導入量
- ・ 下水汚泥の有効利用率

2-2 環境リスク

(1) 施策の方向性

- ・ 環境汚染物質の主な排出源である工場・事業場に対し、監視・指導を実施し、法令順守や環境汚染物質の排出抑制を進めるとともに、環境リスクに対する自主管理体制の構築や、

環境事故防止の取組など、環境リスク低減のための取組を進めます。

- ・ 気候変動に伴い増加が見込まれる自然災害に伴う二次的な工場・事業場からの汚染物質の流出などのリスクへの対応についても取組を進めます。
- ・ 県民の環境リスクに対する関心を充足するとともに、安心できる社会づくりを進めるため、環境リスクに関する正確な情報をわかりやすく伝えるとともにリスクコミュニケーションを推進します。

(2) 参考指標

- ・ 排水監視に対する基準遵守率
- ・ 河川と琵琶湖の環境基準（健康項目）達成率
- ・ 大気汚染に係る環境基準達成率
- ・ 化学物質の大気および公共用海域への排出量

2-3 循環型社会

(1) 施策の方向性

- ・ 廃棄物のさらなる排出削減により、環境負荷を低減し、天然資源の消費を抑制するため、リデュース（発生抑制）とリユース（再使用）（以下「2R」と言う。）によって排出量を減少させるとともに、リサイクル（再生利用）によって可能な限り処分量を減少させる取組を進めます。
- ・ また、焼却処理せざるを得ない廃棄物についても、温室効果ガスの削減を図るため、その処理に伴うエネルギーを有効に利用するなどの取組を進めます。
- ・ リサイクルよりも環境負荷の低減に資する2Rについて、プラスチックをはじめとした容器包装廃棄物や食品ロスの一層の削減の推進などにより、取組の強化を図ります。
- ・ 環境負荷を削減し、県民の生活環境への支障がなく適正な処理が行われるよう、処理施設等の監視指導や不法投棄等の防止に向けた対策の徹底、排出事業者や処理業者に対する普及啓発や電子マニフェストの普及などの取組を進めます。
- ・ 気候変動に伴う自然災害の増加も念頭に置き、災害発生時においても廃棄物の収集・処分が迅速かつ円滑に行われるよう災害廃棄物の処理体制を平時から整えます。
- ・ 廃棄物の減量・資源化の担い手である県民、生産・流通に携わる事業者、廃棄物処理を行う事業者、環境問題やごみ問題に取り組む団体・地域、そして市町・県などの多様な主体が、廃棄物に係る諸課題を「自分ごと」として捉え、適切な役割分担のもと、連携・協働して取組を進めます。

(2) 参考指標

- ・ 一般廃棄物の1人1日当たりの排出量
- ・ 一般廃棄物の1人1日当たり最終処分量
- ・ 産業廃棄物の最終処分量
- ・ マイバッグ持参率（レジ袋辞退率）

- ・ 定点観測による散在性ごみ個数
- ・ 廃棄物処理施設や産廃処分業者への立入検査実施率

3 持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着

- ・ 経済・社会活動は、その地域のエネルギー、自然資源や都市基盤、産業集積、さらには、文化、風土、コミュニティなどの地域資源を土台として生み出されています。持続可能な社会の実現には、地域資源の質を向上させ、それを守りながら活用することで、環境と経済・社会活動の統合的な向上につなげることが重要です。
- ・ この考え方のもと、環境と経済・社会活動の関係性を理解し、主体的な行動を起こし、実践の中で生じる様々な課題についても、多様な関係者（ステークホルダー）との連携を図りながら、持続可能な社会づくりを担う人育てを行うとともに、持続可能で魅力ある県土づくりを進めます。
- ・ また、気候変動の影響の顕在化、再生可能エネルギーへの転換、下水道施設や治山施設などの環境インフラの老朽化など、持続可能な社会づくりに向けた諸課題を踏まえ、県民の生活や事業活動における環境への配慮行動を組み込む取組を引き続き進めるとともに、気候変動に伴う自然災害の増加も念頭に置きながら、環境インフラの維持管理を着実に進めつつ、持続可能で魅力ある県土づくりを進めます。
- ・ 環境保全対策の検討の基礎となるモニタリングを継続し、水環境や大気環境における課題の把握や環境リスクの低減につなげるとともに、在来魚介類の減少などの琵琶湖環境等に係る課題解決に資する調査研究を進め、その成果を分野横断で総合的な対策につなげます。

3-1 環境学習

(1) 施策の方向性

- ・ 環境課題について気づきや学びを得た個人が主体的な行動を起こすとともに、行動を始めた人たちがつながって社会の課題を解決していくことで、持続可能な社会づくりが進展すること、「人育て」と「社会づくり」の双方がかみ合った歯車のように連動して進むような取組を進めます。
- ・ 地域で環境学習に取り組むNPOや、教員、行政職員等を対象として、環境学習の企画・実施能力を高める人材育成や経験豊かな地域の人材に、環境学習への協力をいただける場づくりを進めます。
- ・ 自然環境やごみ問題のみならず、エネルギー、消費生活、歴史、文化など、持続可能な社会づくりに関連するあらゆる分野を対象として、その地域ならではの環境学習、年齢に応じた段階的な環境学習プログラムの収集や整備を図るとともに、観光や福祉、まちづくりなどの他分野との連携等により、環境学習に取り組める場や機会の充実を図ります。
- ・ 環境学習に関する情報を一元的に把握し、効率的な情報提供や共有化に努めるとともに、地域の特性を活かした多様な環境学習の機会の充実や取組の広がりを図るために、地域で

環境学習を担う各主体の交流や連携のための仕組みづくりを進めます。

(2) 参考指標

- ・ 環境保全行動実施率

3-2 環境とのつながり・関わり

(1) 施策の方向性

- ・ 環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換に関して普及啓発を行います。
- ・ それぞれの主体に応じた環境配慮行動の取組メニューを実践意欲や継続意欲につながるような形で効果的に情報提供や共有化を進め、行動を促進します。
- ・ ビワイチやエコツーリズムなど観光の振興や福祉政策などの他分野との連携により、環境配慮行動につながる取組の多様化・充実を図ります。
- ・ 食育や地産地消の取組等を通じて、環境こだわり農産物等の環境配慮商品に対する消費者の理解を促すとともに、継続的な利用・購入に繋げます。
- ・ 県民や事業者に対するグリーン購入の普及拡大を引き続き図るとともに、環境に配慮した製品やサービスを提供する事業者の評価・選択に繋がる取組を進めます。
- ・ 本県の環境保全対策により培われた様々な環境関連技術を活用した製品・サービスの創出や、さらなる関連技術の開発、高度化を促進し、水環境分野などの環境関連産業の振興を図ります。

(2) 参考指標

- ・ 一般廃棄物の1人1日当たりの排出量（再掲）
- ・ 産業廃棄物の最終処分量（再掲）
- ・ 県内のエネルギー消費量
- ・ 「おいしがうれしが」キャンペーン参加店舗数
- ・ びわこ環境ビジネスメッセの出展者数、商談件数

3-3 環境インフラ等

(1) 施策の方向性

- ・ 下水道について、人口減少等経済・社会の状況の変化を踏まえた持続可能な事業の推進を目指し、地震対策、浸水対策や不明水対策など、防災・減災対策に取り組むとともに、ストックマネジメントによる今後の改築更新費の低減、平準化を図ります。
- ・ 流域下水道経営戦略（中長期的な財政・投資計画）を策定し、経営の計画性・透明性の一層の向上を図り、持続可能な下水道の経営を目指します。
- ・ 治山施設について、森林が持つ多面的機能にも着目しながら、災害に強い施設整備を進めます。
- ・ 既存の治山施設の見回り、点検、診断を着実に実施し、その結果に基づき、施設の補修

や機能補強化、更新などの必要な対策を適切な時期に着実に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策の履歴などの情報を、的確に記録していくことで、次期の効果的かつ効率的な維持管理または更新につなげる「メンテナンスサイクル」の構築を図ります。

- ・ 持続可能で魅力ある県土づくりのため、自然環境が有する多様な機能を賢く活用したインフラ整備や土地利用等のグリーンインフラの取組をハード・ソフト両面から進めます。

(2) 参考指標

- ・ 下水道を利用できる県民の割合
- ・ 山地災害危険区域整備率
- ・ 滋賀県生物環境アドバイザーリスト制度の対象事業数

3-4 調査研究・技術開発

(1) 施策の方向性

- ・ 琵琶湖環境に係る課題の要因の多くは相互に関係し、複雑化・多様化しており、個別の課題への対症療法的な対策だけでなく、分野横断による総合的な解決を図ることが重要です。また、研究成果を踏まえた科学的な根拠に基づく施策の立案が求められます。
- ・ このことから、環境に関する4つの行政部局と8つの試験研究機関が一堂に会した琵琶湖環境研究推進機構の場等において、関係機関が連携して、課題解決に向けた研究を進めます。
- ・ 琵琶湖環境科学研究所内に設置された国立環境研究所・琵琶湖分室をはじめ関係機関と連携し、琵琶湖の課題解決に向けた研究を進めます。
- ・ I・O・TやA・Iなども活用しつつ、複雑化・多様化している琵琶湖環境に係る課題解決や気候変動の影響への適応などに向けた環境技術の開発と普及を推進します。
- ・ 琵琶湖環境の保全や環境リスクに関する最新の研究成果や知見等を集積するとともに、必要に応じて、県民に向けて発信します。
- ・ 水環境や大気環境における課題の把握や環境リスクの低減に向け、継続的に環境を監視し、状況を評価するとともに、その結果を県民に向けて適時、適切に発信します。

(2) 参考指標

- ・ 研究成果を踏まえた科学的な根拠に基づく施策提言の数

4 國際的な協調と協力

(1) 施策の方向性

- ・ 多様な主体の協働、パートナーシップによって経済発展と環境保全を両立させた総合的な取組である「琵琶湖モデル」は、SDGsの達成にも資するものです。
- ・ また、琵琶湖は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地としてラムサール条約の

登録湿地であり、「琵琶湖モデル」の取組は、条約の基本原則である「賢明な利用（ワイズ ユース）」にもつながるものです。

- これまでラムサール条約登録湿地で開催された世界湖沼会議などに派遣した子どもたちは、現在も環境保全活動に積極的に参加しており、引き続き、環境に関する国際的な交流の場で発表できる機会を設けるなど、環境保全の核となる次世代のリーダーを育成します。
- 途上国をはじめとする国々との国際的な協調や協力は、環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環に資することを意識することが重要です。
- 今後も、企業等と連携しながら、琵琶湖モデルを経済発展に伴う環境汚染が懸念されるアジア諸国を中心に発信するとともに、行政施策や技術面などで積極的に協力し、また、水環境ビジネスの発展につなげます。
- また、世界湖沼会議や世界水フォーラム等への参画を通して、世界の湖沼保全に貢献します。

(2) 参考指標

- 世界湖沼会議や世界水フォーラムへの県内の企業、大学、行政等の参加（発表等）数

第4章 計画の円滑な推進

- 既に述べてきたように、環境課題の要因の多くは、相互に関係し、複雑化・多様化しており、課題の解決に当たっては、分野間の連携をより一層進めていかなければなりません。
- そのため、分野別計画等の実施に当たっては、第3章に示す施策の方向性のもと、具体的な施策・取組を総合的に推進し、それらの相乗効果を高めることが重要です。
- また、分野別計画等の改定時には本計画の考え方を取り入れ、広く県民と課題や取り組む方向性を共有し、定期的に点検と評価を行い必要な改善を図ることが必要です。
- さらに、県民、事業者等の多様な主体が環境保全に向けた実践行動を進めていくことが必要です。

1 各主体の役割・連携

- 本格的な人口減少と高齢化の時代を迎える中、本計画の目標の達成のためには、これまで以上に分野別計画等に基づき施策・取組を推進するとともに、「環境優先の理念」のもとに、県民、NPO等の各種団体、事業者、県等の多様な主体が日常生活や事業活動と環境のつながりを理解し、適切な役割分担のもと、各主体が自分ごととして環境課題を捉え、環境に配慮した行動を実践し、環境保全に向けた取組を進めていくことが求められます。
- また、自然是恵みをもたらすだけでなく、ときに脅威となることもあります。そのため、上記の環境保全に向けた取組にとどまらない、気候変動に対する適応策に代表される、自然に対して備えること、万一災害等が起こった際には迅速かつ円滑に対応することができるよう、日頃から検討や取組を進めることができます。
- こうした各主体の取組を進める際には、新たな技術等も活用し、「守る」ことにより地域資源の魅力を高め、「活かす」ことの好循環を生み出し、環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築を目指していきます。

(1) 県民の役割

- ・ 県民は、地域における健全な循環を担う主体であり、環境を「守る」と「活かす」とことの好循環を生み出す最も基本的な存在です。
- ・ 県民一人ひとりが、現在のライフスタイルが環境にどのような負荷をかけているか考え、グリーン購入のようにできるものから取り組んでいくことが求められます。
- ・ また、NPO等の各種団体、事業者、行政等の各主体と連携・協力し、「びわ湖の日」の環境保全活動への参加などの環境を「守る」取組だけでなく、「ビワイチ」などの琵琶湖と親しみ地域資源を「活かす」取組により、地域環境の保全を一層図りつつ、地域の魅力向上へ貢献することが期待されます。

(2) 各種団体の役割

- ・ NPO 等の各種団体は、様々な人々の多様な価値観を環境の保全に係る取組に反映させる重要な役割を担っており、価値観の多様化が進む中で、様々な主体と柔軟に連携することで、地域資源の魅力を高め、「守る」ことと「活かす」ことの好循環を生み出す大きな力を有しています。
- ・ 各種団体の本来の取組に加えて、県民、事業者、行政等の各主体をつなぎ、これら各主体との協働により、県民、行政など個々の主体の力だけでは十分に対応できない地域の環境に係る課題の解決に貢献することが期待されます。

(3) 事業者の役割

- ・ 事業者は、事業活動により資源やエネルギーを消費し、様々な化学物質を取り扱うこともあり、他の主体に比べて環境により大きな影響を与えることがあります。
- ・ このことから、環境をはじめとする法令の遵守はもとより、取り扱う化学物質の適正な管理、省エネ設備の導入、グリーン購入等、環境への負荷の軽減に向けて積極的に取り組むことが求められます。
- ・ 一方、企業活動により生み出される製品やサービス、また、社会貢献活動への参画などを通じて環境に貢献し、地域資源の魅力を向上させるなど、事業者の持つ社会的影響力も活用し、各主体と連携した取組が期待されます。

(4) 県の役割

- ・ 環境保全に係る法令等を適切に運用するとともに、環境に関する各種の情報整理・提供、調査・研究、人材の育成・活用等、県民、NPO 等の各種団体、事業者等の各主体が積極的に環境保全に取り組むことができるよう、各主体と連携・協力し、各種の施策を実施します。
- ・ 施策の実施に当たっては、第3章に示す施策の方向性のもと、具体的な施策・取組を総合的に推進し、それらの相乗効果を高めることとします。
- ・ また、県民のニーズを把握し、市町との連携を推進するとともに、その取組を支援します。

2 関係諸計画への反映

- 目指す将来の姿である「琵琶湖をとりまく環境の恵みといのちを育む持続可能で活力あふれる循環共生型社会」に向けて、目標である「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」を実現するためには、関係部局間で連携を図るなど、総合的な視野に立って、施策を講じることが必要です。
- 環境が持続可能な経済・社会活動の基盤であるという関係性を踏まえ、環境に係る

分野別計画等のみならず、土地利用、産業振興、住宅、農林水産業、交通等の環境以外の部門の施策・取組についても、環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環を目指す本計画の目標の達成に向けて進めていくことが求められます。

3 計画の進捗状況の点検および見直し

(1) 基本的な考え方

- ・ 本計画は、本県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、環境に係る各分野別計画等に施策の基本的方向性を付与するものとして位置づけられます。
- ・ このことを踏まえ、水質保全対策、地球温暖化対策、廃棄物対策等の各分野における具体的な施策・取組は、それぞれの分野別計画等に基づき推進し、進行管理を実施します。
- ・ 本計画では、施策の分野ごとに示した参考指標や、「共生」、「『守る』『活かす』『支える』」、「協働」の、施策展開の3つの視点も踏まえ、毎年度、総合的な観点から点検するとともに、その結果を滋賀県環境審議会に報告します。併せて、「滋賀の環境」(環境白書)や県ホームページ等で公表し、広く各主体からの意見や提言を求めます。
- ・ 計画の推進に当たっては、現在急速に進展しているやI.O.TやA.Iなどの新たな技術やサービスを柔軟に取り入れ、施策に反映させるとともに、計画期間内においても、社会経済や環境を取り巻く状況を踏まえ、必要に応じ、計画自体の見直しを行います。

(2) 本計画の進捗状況の点検

- ・ 本計画の進捗状況の点検は以下の視点から行います。

① それぞれの分野別計画等において定める目標に近づいているか

- ・ 分野別計画等では、施策・取組の達成状況を示す指標を設けるとともに、可能な限り数値目標を掲げ、定期的に進捗状況を評価します。
- ・ この分野別計画等の進捗状況の評価を活用するとともに、本計画で設けた参考指標等を確認します。

② 各施策が総合的に進められ、本計画の目標に近づいているか

- ・ ①で分野別計画等の進捗を確認したうえで、施策展開の三つの視点に基づき、総合的な視点から、変化する「環境」「経済」「社会」の状況を把握し、効果的な施策が講じられているかどうかを点検します。
- ・ なお、各施策が総合的に進められ、本計画の目標に近づいているかを評価する効果的な手法については、引き続き検討します。

滋賀県環境審議会における審議経過

年 月 日	会議など	審議などの内容
平成 30 年 1 月 30 日 (火)	環境審議会 環境企画部会	滋賀県環境基本条例に基づく 第四次滋賀県環境総合計画の 改定について (諮問)
平成 30 年 3 月 27 日 (火)	環境審議会 環境企画部会	第四次滋賀県環境総合計画の 改定について ・コンセプト整理
平成 30 年 5 月 31 日 (木)	環境審議会 環境企画部会	第五次滋賀県環境総合計画 (骨子案) について
平成 30 年 7 月 12 日 (木)	環境審議会 環境企画部会	第五次滋賀県環境総合計画 (素案) について
平成 30 年 9 月 6 日 (木)	環境審議会 環境企画部会	第五次滋賀県環境総合計画 (答申案) について

滋賀県環境審議会 環境企画部会 委員名簿 (平成30年9月26日答申現在)

氏名	主な職
鵜飼 淳子	滋賀県地域女性団体連合会会長
顕川 尚子	(公募委員)
大塙 佐緒里	(公募委員)
金谷 健	滋賀県立大学環境科学部教授
河本 晃利	近畿地方環境事務所長
菊池 玲奈	結・社会デザイン事務所代表
久保 久良	滋賀県町村会副会長(多賀町長)
清水 芳久	京都大学大学院工学研究科附属流域圏総合環境質研究センター教授
竹内 辰郎	(公募委員)
辻 博子	一般社団法人滋賀グリーン購入ネットワーク事務局長
東野 達	京都大学大学院エネルギー科学研究科教授
中野 伸一	京都大学生態学研究センター長教授
西野 麻知子	びわこ成蹊スポーツ大学教授
仁連 孝昭	滋賀県立大学名誉教授
福井 正明	滋賀県市長会副会長(高島市長)
前畠 政善	神戸学院大学人文学部教授
山田 貴子	NPO子どもネットワークセンタ一天気村代表理事
吉積 巴貴	立命館大学食マネジメント学部准教授

(計 18名 50音順)

用語の解説

用語		解説
数字	3R	リデュース(Reduce 発生抑制)、リユース(Reuse 再使用)、リサイクル(Recycle 再生利用)の3つの英語の頭文字「R」をとつて「3R」と呼ぶ。国では、3Rに対する理解と協力を求めるため、毎年10月を「リデュース・リユース・リサイクル推進月間(略称:3R推進月間)」と定め、広く普及啓発している。
A	AI	Artificial Intelligence の略。人工知能。
C	COD	化学的酸素要求量(Chemical Oxygen Demand)。水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量。湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標であり、この値が大きいほど、水中に有機物等が多く、汚濁負荷(水の汚れ)が大きいことを示している。
C	COP	Conference of the Partiesの略称で、条約の締約国会議を意味する。気候変動枠組条約や生物多様性条約などで使われることが多い。
E	ESD	Education for Sustainable Development(持続可能な開発のための教育)の略称。持続可能な社会づくりの担い手を育む教育のことで、環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な地球規模の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む(think globally, act locally)ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動
E	ESG投資	①環境(environment)－地球温暖化対策や生物多様性の保護活動、②社会(social)－人権への対応や地域貢献活動、③企業統治(governance)－法令遵守、情報開示等に配慮している企業を重視して行う投資のこと。それぞれの頭文字を合わせた言葉。
I	IoT	Internet of Things の略。家電、自動車、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すコンセプト。
N	NPO	非営利組織(Nonprofit Organization)。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体
T	TOC	全有機炭素(Total Organic Carbon)。水中に含まれる有機物中の炭素の総量。主な測定法では、900°C程度の高温で有機物を燃焼し、二酸化炭素にして炭素量を測定する。
い	一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物を指し、し尿のほか家庭から発生する家庭系ごみや、オフィスや飲食店から発生する事業系ごみも含んでいる。それらの処理責任は廃棄物処理法において、市町村にあるとされている。
え	栄養塩	窒素、リンなど、藻類その他の水生植物が増殖するための必要な各種元素のこと。湖沼での過剰な栄養塩類の供給は富栄養化の原因となる。
え	エコツーリズム	来訪者や地域住民が、体験や体感により琵琶湖やそれを取り巻く自然環境・生活文化と触れ合うことで、琵琶湖や環境に対する理解と関心を高め、琵琶湖の重要性を認識することができる活動。

	用語	解説
お	オオバナミズキンハイ	北米南部から南米を原産地とする水草の一種。繁殖力が強く、侵略的外来水生植物として知られており、特定外来生物に指定されている。
お	温室効果ガス	地表から放出される熱(赤外線)を大気中で部分的に吸収し、地表へ再放出する気体の総称。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン等の6物質が温室効果ガスとして、削減の対象となっている。
か	外来種	「外来生物」と同義。もともと生息・生育していなかったが、人間の直接・間接の活動によって他の地域から侵入した生物で、国外起源の「国外外来種」だけでなく、国内他地域を起源とする「国内外来種」もある。
か	化学物質管理促進法	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律。PRTR法とも略される(Pollutant Release and Transfer Register)。工場や事業所が化学物質の環境中への排出量や廃棄物との移動量を把握し、行政に報告、行政が公表することを通じて、特定化学物質の適正管理を目的とする制度等について定めた法律。
か	環境インフラ	大気や水質、自然生態系などの環境を保全するための社会基盤(下水道や治山施設など)
か	環境汚染物質	大気・水・土壌・生体中の化学物質で、人間の生存に直接・間接に悪影響を与える濃度で存在するもの。
か	環境基準	人の健康を保護し、また生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準であり、環境保全施策を実施する上での目標。環境基本法16条により定められている。環境基準は、現に得られる限りの科学的知見を基礎として定められているものであり、常に新しい科学的知見の収集に努め、適切な科学的判断が加えられていかなければならない。
か	環境こだわり農業	化学合成農薬および化学肥料の使用量が慣行的使用量を50%以上削減して行われる農業であって、たい肥その他の有機質資材を適正に使用し、農業排水を適正に管理し、その他環境との調和に配慮して農作物を栽培するものをいう。「滋賀県環境こだわり農業推進条例」に規定している。
か	環境リスク	人の行動によって環境に加えられる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれを環境リスクといい、人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性(おそれ)を示す概念である。人の健康や生態系への影響を未然に防止していくにあたっては、環境リスクの要因が持つ便益と環境リスクの大きさを比較、分析することにより、環境リスクを管理していくことが重要である。
か	関西広域連合	関西の2府5県が地方自治法の規定に基づいて、平成22年12月1日に設立した特別地方公共団体(広域連合)。現在の構成団体は滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山县、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市の2府6県4政令市。
か	間伐	成長して混み合った立木の一部を抜き伐りすること。立木の利用価値の向上と森林の有する諸機能の維持増進を図るための伐採をいう。間伐した材を間伐材という。
き	希少種	一般には生息・生育範囲が限定されたり、個体数が少なかつたりして、希少性が高い種。「滋賀県で大切にすべき野生生物(滋賀県版レッドデータブック)」では、カテゴリーの名称にもなつており、その定義は国のレッドリストの「準絶滅危惧」とほぼ同等で、現在のところ絶滅危惧種にも絶滅危機増大種にも該当しないが、生息・生育条件の変化によって容易にこれらのカテゴリーに移行するような脆弱性を有する種。

	用語	解説
き	共生	異種の生物が行動的・生理的な結びつきをもち、一所に生活している状態のこと。
き	協働	NPO・企業・行政など立場の異なる組織や人同士が、対等な関係のもと、同じ目的・目標のために連携・協力して働き、相乗効果を上げようとする取組
く	グリーンインフラ	社会资本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めること。
く	グリーン購入	商品やサービスを購入するときに、まず購入の必要性を考え、環境への負荷が出来るだけ小さいものを選んで購入すること。グリーン購入を進めることは、ライフスタイルが環境にやさしいものに変わるものだけでなく、商品等を供給する企業に環境への負荷が小さい商品の開発や環境に配慮した経営努力を促すことにつながる。
く	群落	同一場所である種の単位性と個別性をもって共存している植物群を指す植生の単位。同じような立地では、相観・構造・組成などがよく似た群落が見られる。
こ	古代湖	世界の湖のほとんどが氷河期以降に形成されている（数万～10万年の寿命）のに対し、概ね10万年以上という例外的に長い寿命を持ち、それぞれが固有種に代表される独自の生態系と独特な湖の文化を育んできた湖。
さ	再生可能エネルギー	化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。代表的な再生可能エネルギー源としては、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等がある。
さ	再造林	人工林を伐採した跡地に再び人工造林を行うこと。
さ	在来魚介類	元々その場所（琵琶湖）に生息している魚や貝、エビ等。
さ	在来種、在来生物	ある一定の地域に元から住んでいる生物。
さ	里山	人里近くにあって人々の生活と結びついている山・森林。集落の近くにある山林を総称する一般語。
さ	産学官	（産）企業等の産業界、（学）大学等学術研究機関、（官）行政を指し、それぞれの主体が連携して取組を進めることを意味する。
さ	産業廃棄物	事業活動に伴って生じたごみのうち、燃えがら、汚泥、廃油、腐酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど廃棄物処理法で定められた20種類の廃棄物をいう。それらの処理責任は同法において、排出事業者にあるとされている。
し	滋賀県環境学習推進計画	「滋賀県環境学習の推進に関する条例」（平成16年3月制定）に基づき、環境学習の体系的、総合的および効果的な推進を図るために平成16年10月に策定、現行の計画は平成28年度から平成32年度を計画期間としており、新たな課題に対応とともに、持続可能な社会の実現に向け、取組を進めている。
し	集水域	降水が琵琶湖に流入する区域

用語	解説
し 循環型社会	「自然共生社会」、「低炭素社会」とともに「持続可能な社会」の一側面として定義される。社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷ができる限り少なくする社会
し 食育	生きる上で基本であって、知育、德育および体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。
し 人工林	人工造林(苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木等による人為的な森林づくりの方法)によって造成された森林。
し 侵略的外来種	外来種の中で、地域の生態系や農林水産業、住民の生活等に大きな影響を与える、またはそのおそれがあり、防除のための対策の優先度の高い生物で、生物多様性に対する主要な脅威のひとつである。
し 森林資源	天然資源の1つで、木材や樹木の枝葉、竹、キノコなどの物質だけでなく、森林空間も含めたもの。森林は、地下資源のように絶対量のある採掘資源ではなく、造成による再生産可能な資源。
し 森林資源の循環	木材利用と森林整備を推進することで、「大気→森林→木材(リサイクル、多段階利用により繰り返し利用)→大気」という炭素の循環を不斷に機能させながら環境への負荷を最小化していく取組をいう。
せ 生態系	ある地域に生息・生育する多種類からなる生物群集と物理的環境(土壤、水、気象、エネルギーなど)によって構成され、相互に作用を及ぼしあいながら、生物体を構成する物質や呼吸・光合成で利用・排出される気体などがその中を循環する、一つのまとまりとして把握されるシステム。
せ 生物多様性	特定の範囲に生息・生育する生物の多様さの程度で、様々な生息・生育環境がある「生態系の多様性」、様々な生物がいる「種の多様性」、同じ種であっても個体差や地域差がある「遺伝子の多様性」が含まれる。
せ 石けん運動	昭和52年(1977年)5月、琵琶湖に淡水赤潮が発生し、その原因の一つが合成洗剤に含まれているリンに起因することがわかった。これを契機に発生した、合成洗剤の使用をやめて粉石けんを使おうという県民運動
せ 全窒素	有機態窒素、無機態窒素を合わせた、水中に存在する窒素の総量のこと。
せ 全りん	有機態りん、無機態りんを合わせた、水中に存在するりんの総量のこと。
た 脱炭素社会	温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡が図られた社会のこと。2015年12月の気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択され、翌年11月に発効したパリ協定では、世界全体の平均気温の上昇を2°Cより十分下方に抑えるとともに、1.5°Cに抑える努力を追及することを目的とし、この目的を達成するよう、今世紀後半に脱炭素社会を目指すと位置づけられた。 本県においても、「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」に、今世紀後半の脱炭素社会を目指し、2030年度の「低炭素社会の実現」に取り組むという将来像を掲げている。

用語		解説
た	淡水赤潮	琵琶湖の淡水赤潮は毎年4月末から6月初めにかけて、15℃から20℃の水温期に、植物プランクトン「ウログレナ・アメリカーナ」が大量発生する現象で、湖水が赤褐色に変色し、生臭いにおいがする。
ち	地球温暖化	石油などの化石燃料の燃焼により大気中の二酸化炭素等が増加し、地表から放出される赤外線を吸収することにより、地表の温度が上がる現象。地球温暖化は海面の上昇や気候の変化等を引き起こし、人類や生態系に悪影響を及ぼす。
ち	地産地消	地域生産・地域消費の略。地域で生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取組
て	低炭素社会	「自然共生社会」、「循環型社会」とともに「持続可能な社会」を構築するための一側面として定義される。平成23年3月に制定した「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」第2条においては、「化石燃料に依存しない生活様式、産業構造、都市構造その他の社会経済構造の確立により、豊かな県民生活および経済の成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出の量ができる限り削減され、ならびに温室効果ガスの吸収作用の保全および強化がされた社会」と定義している。
て	適応策	気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけではなく、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して、「適応」を進めること。国は気候変動の影響による被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指すため、平成27年11月に「気候変動の影響への適応計画」を策定し、基本的な方針や進め方、施策の基本的方向等を定めた。
て	天然林	主として天然の力によって造成された森林。天然林には、稚樹が不足する部分へ苗木を植栽するなど一部に人為を加えたもの(育成天然林)も含まれる。
な	内湖	大きな湖(本湖)の周辺に、水路等の一部分だけで本湖と直接結ばれた池、沼、沢、クリーク等の水域をいい、我が国では琵琶湖のみに見られると言われている。その成因は、河口デルタ内に旧河道が取り残されたもの、本湖の一部が土砂の堆積等によって囲い込まれたもの、地殻変動の結果形成されたもの等、本湖から派生的に形成されたものである。
な	難分解性有機物	生物に分解されない、もしくは分解されにくい有機物の総称。なお、琵琶湖では、十分な溶存酸素、暗所、一定温度の条件下で、100日経過しても生物に分解されない有機物として定義している。琵琶湖の難分解性有機物の多くは溶存態であり、その約5～7割は湖内で生産された有機物由来と推定されている。
に	日本遺産	地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定するもの。このうち、滋賀県と大津市・彦根市・近江八幡市・高島市・東近江市・米原市が申請した「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」は、平成27(2015)年に日本遺産に認定され、平成28(2016)年に構成団体として長浜市が、構成資産として、竹生島・菅浦の湖岸集落景観(長浜市)および石山寺・西教寺(大津市)、彦根城跡(彦根市)が追加認定された。
は	バイオマス	再生可能な生物由來の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。

用語		解説
ひ	びわ湖環境ビジネスメッセ	環境への負荷を軽減し、環境保全に貢献する「環境ビジネス」を積極的に振興するための見本市。滋賀環境ビジネスメッセ実行委員会[(社)滋賀経済産業協会、滋賀県、県内経済団体、県内大学、長浜市、彦根市、米原市]主催
ふ	富栄養化	元来は、湖沼が長い年月の間に流域からの栄養塩類の供給を受けて生物生産の高い富栄養湖に移り変わっていく現象を指す概念であったが、近年の人口・産業の集中や土地利用の変化等に伴い、栄養塩の流入が加速され、人為的な富栄養化が急速に進行していく現象を指す。富栄養化の進行により、植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生する。さらに進行すると水中の溶存酸素が減少し、魚介類のへい死や悪臭を引き起す。海域・湖沼の富栄養化に対しては、窒素・リンに関する環境基準の設定や排水規制等の対策がとられている。
ふ	(環境)負荷	人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障原因となる恐れのあるもの。
よ	ヨシ群落	ヨシとはイネ科、ヨシ属の落葉性多年生、多回繁殖型の抽水植物。琵琶湖とその周辺に群落として自生していることで、生態系の保全に役立っている。滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例では、ヨシ、マコモなどの抽水植物の群落やこれらヒヤナギ類、ハンノキが一体となっている植物群落をヨシ群落と呼んでいる。
ら	ラムサール条約	ラムサール条約は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地およびそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的として、世界169か国が加盟している条約。日本は昭和55(1980)年に条約を締結し、琵琶湖は平成5(1993)年に日本で9番目のラムサール条約湿地として登録された。平成20(2008)年には、西の湖(琵琶湖の東岸中央部に位置する内湖)が、ラムサール条約湿地として拡大登録された。
り	(環境)リスクコミュニケーション	環境リスクなどの化学物質に関する情報を県民、事業者、行政等の全てのものが共有し、意見交換などを通じて意思疎通と相互理解を図ることをいう。化学物質による環境リスクを減らす取組を進めるための基礎となるもの。
り	流域	ある川が降水(雨水、雪解け水など)を集めつつ流れる、その範囲・領域を指して言う地理用語。